

平成 25 年第 3 回定例会

朝 日 村 議 会 会 議 録

平成 25 年 9 月 5 日 開会

平成 25 年 9 月 20 日 閉会

朝 日 村 議 会

平成25年第3回朝日村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第51号から議案第68号までの上程	6
○議案提案説明	7
○決算書説明	17
○健全化判断比率等報告	24
○決算審査報告	25
○議案内容説明	28
○散 会	28
○署名議員	29

第 2 号 (9月18日)

○議事日程	31
○出席議員	31
○欠席議員	31

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
○事務局職員出席者	3 1
○開 議	3 2
○議事日程の報告	3 2
○会議録署名議員の指名	3 2
○諸般の報告	3 2
○一般質問	3 2
中 村 賢 郎 君	3 3
武 田 栄 市 君	3 7
塩 原 龍 三 君	4 4
塩 原 操 君	4 6
林 邦 宏 君	5 3
三 村 清 君	5 8
斉 藤 勝 則 君	6 6
高 橋 廣 美 君	8 1
塩 原 正 由 君	8 4
○散 会	9 2
○署名議員	9 3

第 3 号 (9月20日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開 議	9 7
○議事日程の報告	9 7
○会議録署名議員の指名	9 7
○諸般の報告	9 7
○常任委員長の報告	9 8

○常任委員長報告の質疑、討論、採決	99
○議案第51号から議案第68号までの質疑、討論、採決	102
○追加議案 発議第5号から発議第11号までの上程	110
○議案提案説明	110
○議案内容説明	111
○発議第5号から発議第11号までの質疑、討論、採決	112
○議員派遣の件について	115
○閉会中の継続調査の申し出について	115
○村長挨拶	116
○閉 会	117
○署名議員	119

平成25年朝日村告示第60号

平成25年第3回朝日村議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月30日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成25年9月5日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

不応招議員（なし）

平成25年第3回朝日村議会定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成25年9月5日(木) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度朝日村一般会計補正予算(第3号)について)

第 6 議案第52号 朝日村税条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第53号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第54号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

第 9 議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第10 議案第56号 平成24年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第11 議案第57号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第12 議案第58号 平成24年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第13 議案第59号 平成24年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第60号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第61号 平成24年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

第16 議案第62号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第17 議案第63号 平成25年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について

第18 議案第64号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

て

第19 議案第65号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

第20 議案第66号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

第21 議案第67号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）について

第22 議案第68号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）について

第23 議案提案説明

第24 健全化判断比率等報告

第25 決算審査報告

第26 議案内容説明

出席議員（10名）

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	上條晴彦君	会計課長	筒井貞子君
総務課 課長補佐	清沢光寿君	代表監査委員	栗津原一芳君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

ただいまから平成25年第3回朝日村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7 番 三 村 清 君

8 番 齊 藤 勝 則 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（上條俊策君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果及び例月出納検査結果報告が、別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（上條俊策君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請

願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎議案第51号から議案第68号までの上程

○議長（上條俊策君） この際、日程第5、議案第51号から日程第22、議案第68号までの議

案を一括上程します。

提出されました議案はお手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第23、ただいま提出されました議案について提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成25年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お揃いでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、長野気象台の発表によります6月から8月における松本地方の天候、気温につきましては、62年前の昭和26年の統計開始以来、梅雨の期間が2番目に短い26日間の記録となっております。

また、気温30度以上の真夏日は45日間ございまして、非常に暑かった昨年度と変わりはありませんが、35度以上の猛暑日は9日間を記録をしております、昨年より4日多く平年よりも5日多くということでありまして、まさに真夏、猛暑日の年となりました。

この時期の当朝日農業は、秋野菜の作付時期でありますので、昭和50年に開始をされました梓川水系からの古見原、西洗馬原へのかん水施設は、農家の皆さんが計画的に作業ができますことに、感謝をするものでございます。

また、梅雨が短く、猛暑が続きましたことは、私どもの鎖川の水位が低下をいたしまして、水田では出穂期を迎え、多量の水が必要な時期に、下流の今井地区との水利権によりますトラブルがないことは、まさに、梓川水系によります中信平土地改良区連合で取り組まれました先人の皆様に、感謝の念を忘れてはならないものでございます。

このように暑さ厳しい環境で、国内では熱中症によります患者、死亡者が報道されておりますが、松本広域消防局管内では、熱中症によります救急搬送は104件ございまして、そのうち当朝日村は2件の事例となっております、村民の皆様の健康に対する自己管理がされておりますことに敬意を表するものでございます。

それでは、この際、当面しております懸案事項等につきまして、若干申し上げます。

まず初めに、農業立村としての朝日村農業についてでございます。

去る8月2日のJA松本ハイランド朝日支所、秋野菜生産販売対策会議で、本年前半の実績報告がされました。7月20日時点によりますと、本年は春からの価格が比較的安定しております、対前年比で数量では97%と少々落ち込みましたが、金額では106%と前年度実績を上回っております、今後の秋野菜生産販売に期待をしております。

近年は、異常気象が続いておりますが、本年は特に気象の変動が激しい状況でございます。春先の強風によります風じん被害は、農地の表層が大々的に舞い上がり、肥沃な土壌が失われるだけでなく、当村の野菜産地のイメージダウンにつながりまして、しかも村外の皆様を初め、多くの皆さんに多大な迷惑をかけております。

このことを踏まえまして、平成元年から関係者によります風食防止対策に取り組んでいるところでございますが、そこで、先般の会議におきまして、従来取り組みを抜本的に見直し、来期からはライ麦の額縁播種と新しくエン麦の全面播種によりまして、来春の定植前まで圃場ではロータリーをかけないことといたしました。農家の皆さんには十分ご理解をいただき、原因発生者として取り組みにご協力を願うものでございます。

なお、これに伴います種子代、種代につきましては、全額村が補助することといたしまして、今定例会で補正予算をお願いをしております。

次に、朝日村第5次総合計画に伴います後期基本計画の策定についてでございます。

平成21年度に策定をしました朝日村第5次総合計画のうち、基本計画につきましては、5年ごとの策定としております。

そこで、本年度までの前期基本計画を検証しまして、来年度、平成26年度から5カ年にわたる後期基本計画を策定するものでございます。

このことにつきましては、現在活躍をされております公共的団体等の代表者を初め、識見を有する方々等22人によりまして、去る8月に審議会を発足し、年度内をめぐり後期基本計画を策定するものでございます。

また、前期基本計画では、目標としている数字、いわゆる指標を表示していることが特徴でございますが、ここで、県は本年から5カ年にわたり総合5カ年計画を策定しておりますので、県の計画と整合を図ることも必要と捉えております。

次に、危機管理についてでございます。

来る8日（日）でございますが、朝日村地震総合防災訓練を実施いたします。従来実施をしておりました主会場、副会場、土砂災害防災訓練等々につきましては、今までの行政主導型訓練を見直しまして、本年は防災会ごとにそれぞれの地域で何が重要かを検討され、防災会ごとにテーマを持った訓練の実施をすることということでございます。

このうち、各防災会共通訓練は、情報伝達訓練、避難訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練等でございます。西洗馬防災会及び小野沢防災会は山形消防署の協力によります合同訓練を計画されております。

また、当日は災害対策本部を設置しまして、防災行政無線ネットでアンサーバック機能を利用した情報収集訓練、医療救護所の設置及び運営等の訓練を実施することとしております。災害対策本部の設置及び情報収集訓練では、県の危機管理防災課の協力をいただきまして、対策本部の設置、情報収集について、災害時の初動対応の取り組み研修を実施するところがございます。

また、医療救護所の設置、運営につきましては、昨年に引き続きまして村内の医師のご協力をいただくとともに、本年は新しく「松本広域圏災害時医療連携指針」に基づきまして、国立病院機構・まつもと医療センターから医療チームを派遣していただき、連携訓練を実施することとしております。

なお、平成21年に県内ではいち早く導入いたしましたデジタル防災行政無線の全村ネット化により、災害の初期対応に効果があらわれておりますが、来る9月11日（水）の11時ごろ及び11時30分ごろの2回にわたりまして、国からの緊急情報を防災行政無線を通じまして、村民の皆さんに情報伝達訓練を行うこととなりました。この放送は、急に、しかもボリュームの高い音となりますので、村民の皆様にはあらかじめご承知おき願うものでございます。

いずれにいたしましても、非常時の際、各防災会では自分の地域は自分たちで守る意識の醸成によりまして、地域住民での助け合い、協力し合うこと等が相互確認の機会となりまして、安全で安心な村づくりをさらに進めてまいり所存でございます。

次に、役場庁舎についてでございます。

去る7月1日に、朝日村新庁舎建設委員会を発足いたしました。今後は、25人の委員によりまして、具体的な実施計画の策定に期待をするところでございます。進捗状況によりまして議会を初め、村民の皆さんに公開されるものと捉えております。

次に、保育所についてでございます。

本年1月に発足いたしました保育所建設委員会で、研究・検討がされ、候補地の地権者から承諾をいただいたことによりまして、6月に建設場所が決定をされました。

これに伴いまして、去る8月22日に設計業者7社によりますプロポーザルを実施し、このたび長野市の株式会社第一設計に設計を委託いたしました。

今後は実施設計に入りますが、現場で携わっております保育士等と十分協議をされ、設計に生かされますよう指示をしたところでございます。

なお、今定例会で保育所用地費5,300万円を補正予算でお願いしてございます。

次に、宅地造成計画についてでございます。

昨年の暮れから取り組みました若者向け宅地計画につきまして、地権者からのご協力をいただき、上組地区向原地籍で0.8ヘクタールの造成事業を村土地開発公社が実施することとなりました。

このことにつきましては、村土地開発公社理事会及び議会でも機会あるごとに申し上げてきておりますが、人口確保対策の一環とした取り組みでございます。

そこで、去る8月には農地転用が許可され、宅地造成事業を今月には発注し、分譲開始を年明け早々には実施してまいりたい所存でございます。この計画によりますと、1区画は80坪から100坪程度としまして、平均90坪区画で、分譲予定区画は16区画としております。

なお、新分譲団地の名称を「向陽台」といたしまして、上組地区からは独立した地区として対応を図りたいと考えております。団地の名称につきましては、小字名が向原であり、団地は東面となっております、日の出から太陽がさんさんと照らしている高台をイメージしたものでございます。

次に、山林についてでございます。

我が国は、経済成長期に関税を撤廃した木材の自由化を推し進めたことによりまして、安い外国材が大量に輸入され、国内の木材産業は衰退の一途をたどり、林業・森林離れとなって現在に至っております。

このことが民有地では特に、植栽地の除伐・間伐等がおろそかになりまして、山林が荒れたまま、また植林したまま放置をされまして、木材の用に供せない状態となっております。

このような状況を踏まえまして、県は、森林（もり）の里親促進事業を進めまして、山林を守る取り組みを始めました。

これによりまして、平成15年12月にダイドードリンコ株式会社中部営業部が森林（もり）の里親制度、長野県第1号として、当朝日村と里親の協定を締結してございます。

以来、本年まで10年間にわたりまして、毎年50万円を森林整備費として当村へ寄附をされ、また多くの社員の皆様が毎年森林整備に携わっていただいております。歴代のダイドードリンコ株式会社中部第一営業部長さんを初め、現場で汗を流されました社員の皆様に、改めて感謝を申し上げるものでございます。

なお、ダイドードリンコ株式会社中部営業部さんとの契約は本年までとなっておりますが、第一営業部長さんとの懇談において、里親制度につきまして、引き続き取り組みたいとのありがたいお言葉をいただいておりますので、今後は県とも協議いたし、引き続きお願いして

まいる所存でございます。

また、昨年4月には、古見の山林で森林税を活用しました里山整備を実施しております森林ボランティア団体「一期会」と、東京海上日動火災保険株式会社長野支店とが、森林（もり）の里親協定を結ばれまして、3年契約で森林づくりの活動をされております。

さらに、来る10月には三区生産森林組合と松本市の社会医療法人財団慈泉会相澤病院とが2カ年契約で、森林（もり）の里親協定を結ぶ運びとなりました。

県によりますと、三区生産森林組合と相澤病院による森林（もり）の里親締結は、県内で91番目ということでございます。

県が推進します森林（もり）の里親事業について、当朝日村で3事業者が活動されますことは、単に林業という経済行為にとどまらず、森林づくりによる地球温暖化の課題や水源の涵養機能、国土保全のための土砂災害防止等、また休養林等々多面的機能のすばらしさを参加者の皆さんを初め、より多くの人々に理解されるよう願うものでございます。

そのほか、来る10月29日（火）でございますが、松本地域育樹祭が当朝日村の三俣キャンプ場周辺で実施されることとなりました。

この目的は、育樹活動の実施によりまして、活力ある緑の造成機運を高め、森林に対する思いを培い、次の世代へ連帯感を深めることとしております。

当日は、三区生産森林組合での作業となりますが、参加予定者につきましては、300人ぐらいを予定されておまして、朝日小学校からは、みどりの少年団を代表しまして5年生が参加される予定となっております。

作業は昼ごろまでを目途に、昼食が支給されますので、議員を初め、村民の皆さんには多数参加されますよう期待をするものでございます。

次に、財政の健全化についてでございます。

私は、就任以来、朝日村が朝日村として持続していくため、また村民の皆様が安心して暮らせる村づくりのために、財政の健全化・安定化は極めて重要な課題として取り組んでまいりました。

今定例会は、前年度平成24年度の決算認定議会でもありますので、国が示します自治体の健全化指標、いわゆる項目等に基づきまして、若干申し上げます。

まず、借金の返済比率をあらわします実質公債費比率につきましては、昨年度13%から2.6ポイント改善をし、10.4%とすることができました。

また、将来負担比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年同様該当なしとなっております。

ります。

これらにつきましては、例年、今月末ごろには県内各市町村の状況が公表されると言われております。そこで、実質公債費比率の昨年度県の平均は10.8%でございまして、今朝日村の状況は県内77市町村の中位いわゆる平均値になるものと思われております。

この中で財政運営の重要なポイントは、経常収支比率でございまして、昨年度75.2%から3ポイント改善をし、72.2%でございまして、昨年度公表されました県内77市町村の平均は84%でありますので、県内では前年同様に上位にランクされるものと捉えております。

このことが新しい事業への取り組みができる裏づけとなるものでございます。

また、村の借金であります村債と、将来にわたり負担が義務づけられております債務負担行為を合わせました借金の合計は、全会計で60億円でございます。昨年度とほぼ同額となっておりますが、私の就任時から30億円の償還をいたしておるところでございます。

そこで、貯金に当たります積立金につきましては、昨年度の決算では21億円でありましたが、本年度24年度の決算では26億円となりまして、私の就任時から6カ年で17億円の積み立て、いわゆる貯金をすることができました。

これによりまして、懸案であります保育所、役場庁舎、かたくりの里等の建設資金が財源となるものでございます。

これら、財政の健全化に取り組む私の基本的な姿勢は、人口減少時代を迎え、つけを次代へ最小限にして引き継ぐ。また、役場庁舎等大型投資については、次代に負担を引き継がないことが、私に与えられた責務として捉え、日々努めているところでございます。

次に、税を初めといたします公共料金等の収納状況についてでございます。

村民税等地方税は、私ども市町村では重要な自主財源でございます。税等の徴収事務において徴収率の向上は、今や全国自治体の大きな課題となっております。

これら、各自治体の課題を解消するため、徴収事務の共同化を県単位で進められておりました。本県は平成23年度から長野県地方税滞納整理機構を設立しまして、専門家を配置し、督促等での対応を含め、悪質未納者には強制執行、いわゆる差し押さえ等による競売を実施するなど収納対策の強化を図っております。

各自治体とも税関係については公平な課税を、公共料金等につきましては、応分の受益者負担をお願いしているところでございます。

そこで、今朝日村の昨年、平成24年度の全13会計では、現年度収納率が99.77%でございまして、平成23年度に比べまして0.15ポイント上昇しております。そのうち、村民税につ

きましては、平成24年度は99.81%の収納率でございまして、平成23年度に比べ0.18ポイントの上昇となっております。

このように、この数字を見ますと、近隣市村では、当朝日村が際立って高い収納率となっております。ちなみに県内77市町村の中で上位から、成績のいいほうから6番目となっております。

このことは、村民の皆様のご理解と協力により、また担当職員の意識と努力によるものでございまして、この場を借りて感謝を申し上げます。

次に、有線放送テレビについてでございます。

テレビ放送のデジタル化に伴いまして、平成23年7月に株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに移譲をしまして、現在放映に至っております。村独自番組の週刊ニュース及び土曜、日曜の特別番組につきまして、この9月1日からハイビジョン放送となりました。

このたび、株式会社テレビ松本ケーブルビジョンでは、創立40周年記念事業としまして取り組んだものでございます。

これによりまして、リモコンのチャンネル操作が簡単になりまして、しかも、ワイド画面となって映像が鮮明になりました。このことを村民の皆さんからはぜひ利用をしていただきたいと思っております。

なお、JA野菜出荷の市況など文字放送につきましては、従来どおりの放送となっております。

次に、イベント等明るい話題を5件申し上げます。

まず、去る6月30日に実施されました松本消防協会主催のポンプ操法・ラッパ吹奏大会におきまして、小型ポンプ操法の部で第4分団の皆さんがはえある優勝をされました。

また、ラッパ吹奏の部においても、11大会連続入賞をされているところでございます。優勝をされました第4分団は、8月4日に長野市の飯綱高原スキー場で行われました県大会において、見事4位に入賞をされました。第4分団の皆さんには、この日のために2年前から朝夕の練習に励まれ、また、ラッパ班の皆さんは、一部メンバーの交代はありましても、大会終了後から次の大会に向けた努力をされてきました。

団員の皆さんには、それぞれ職業を持ちながらの練習であり、団員の皆さんが一丸となったすばらしい成績を納められたところでございます。この団員の皆さんの努力をねぎらい、団員を支えられてこられましたご家族を初め、職場の皆さんに感謝と敬意を表すものでございます。

2つ目に、「朝日のあたる村音楽祭」についてでございます。

去る、7月13日（土）、14日（日）に挙行をされた音楽祭につきましては、2日間とも各9組のアーティスト出演がありまして、本年はそれぞれのジャンルの皆さんで、入場者も若者から年配者までのファンでカラフルでございました。テレビでしか見られない有名な方々が、片田舎で生出演での鑑賞ができましたことは、絶好の機会であったわけでございます。歌い手の皆さんのブログでは、出演前は朝日村ってどんなところというような内容でございましたが、出演後は総じてすばらしい会場であったと記されておりました。中には3人ほど来年もぜひ呼んでほしいとの記録が残されております。願わくば、この音楽祭が引き続き開催され、朝日村の夏のイベントとして定着することに期待をするものでございます。

3つ目には、交通死亡事故ゼロ3,000日の受賞についてでございます。

去る、7月16日に交通死亡事故ゼロ3,000日を達成いたしました。

これによりまして、7月30日に塩尻警察署長名で、塩尻交通安全協会朝日支部長が感謝状を受賞いたしました。また、8月27日には、松本地方事務所において、県交通安全運動推進本部長の阿部県知事名で、当朝日村が表彰を受賞をいたしました。当朝日村の3,000日達成は、県内77市町村のうち、6番目ということでございます。

村民の皆様には「交通安全は毎日村民総ぐるみで」をスローガンに、交通ルールの意識が高まりかつ交通安全協会朝日支部の皆さんを初め、各団体の皆さん及び地域ぐるみで取り組まれていることに敬意を表するとともに、安全・安心な村として、永遠に継続されることを願うものでございます。

4つ目には、朝日村大博覧会についてでございます。

来る10月5日（土）に、村商工会主管によります実行委員会で博覧会が計画されております。テーマは、産業・食・木材でございまして、村内各団体及び個人の方々の協力によります初の試みが成功されますよう期待をするものでございます。

5つ目に、小学校の花壇の入賞についてでございます。

去る8月に実施されましたフラワー・ブラボー・コンクールにおきまして、松本地域3市5村の小・中学校が参加をいたしました。審査の結果、中央審査推薦校の5校に選ばれました。

今後は、9月に実施されます中央審査が、全県下を対象に行われます花壇の審査で結果が発表されるとのことでございますので、入賞を期待するものでございます。

これにより、小学校児童の皆さんが花壇づくりを通じて、心が育まれることを期待するものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案は、専決1件、条例3件、辺地計画1件、決算7件、予算6件の計18件でございます。

まず、専決処分につきましては、県消防協会主催の小型ポンプ操法県大会出場の経費でございます。

次に、議案第52号及び53号の条例2件につきましては、税法の改正に伴いまして、それぞれの条例を一部改正するものでございます。

次に、議案第54号の延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例につきましては、税法の改正に伴いまして、関係する村の10条例につきまして、一括してそれぞれの条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第55号につきましては、辺地に係ります総合整備計画の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第56号から62号につきましては、平成24年度の決算についてでございます。

まず、一般会計を含みます7会計の決算総額は、歳入が43億7,210万円、歳出が41億9,750万円でございます。繰越財源を除いた実質収支は1億6,580万円となりまして、全7会計で黒字もしくは収支均衡の決算となりました。

このうち、一般会計につきましては、歳入が28億7,640万円、歳出が27億5,870万円となりまして、実質収支は1億890万円の黒字決算となっております。

それでは、昨年度一般会計で取り組みました主要な事業について、若干申し上げます。

まず、防災関係では、各防災会に防災倉庫及び炊き出し用大釜等を設置しました。第5分団の消防車を更新してございます。人口確保対策の一環とした空き家バンク事業につきましては、3年目を迎え、年間成立件数は4件でございましたが、15人の新村民が転入をされております。公共交通事業につきましては、平成24年度が本格運行の初年度としまして、利用者数は対前年比9.3%増の34,330人で、広丘線の定期バス及び村内の各家庭まで迎えにまいりますデマンドタクシーとも、利用者が増加しまして、好評をいただいているところでございます。

平成24年度新規に取り組みました住宅リフォーム補助事業では、17件に補助金の交付を行い、村民の要望に応えることができました。同じく各家庭で取り組まれています太陽光発電システム補助事業では、26件が利用されております。

土木関連では、古見原の農道改修工事等に3,300万円、村道の維持費に2,040万円を、ま

た昨年度新規に取り組みました橋梁、橋の長寿命化対策で、県道以外の村管理分の24カ所の橋を診断し、今後はこれに基づきまして計画的な対応を図るものでございます。

林業関係につきましては、地域材活用事業いわゆる緑の分権改革としまして、保育所の資材確保に、三区及び西洗馬生産森林組合からご協力をいただきまして、4,610万円を投入してございます。

また、平成21年度から取り組んでおります鳥獣被害防止対策では、防止柵を4,130メートル設置しました。これによります金額が5,990万円でございます。この防止柵は全体計画の52%が完了をしております。

教育委員会関係では、小学校の食器洗浄器、児童用下駄箱の更新、教材用太陽光発電の設置を初め、スケートリンクの改修を行い、夏場、夏季にはローラースケート場として利用されております。

次に、特別会計の主要な事業について若干申し上げます。

簡易水道特別会計では、水道施設を計画的に整備をしております、大尾沢浄水場及び御馬越配水地の自動監視器の設置を初め、部品の更新に5,940万円を投入をいたしております。

下水道特別会計では、スキー場の浄化槽処理を廃止しまして、公共下水道、下水道への接続を行いました。

次に、議案第63号から68号につきましては、本年度各会計の補正予算でございまして、このうち、平成25年度一般会計補正予算（第4号）につきまして、若干申し上げます。

予算規模につきましては、1億6,960万円を追加しまして、予算総額を30億7,300万円とするものでございます。

歳入の主なものでは、地方交付税の交付額が確定されたことに伴いまして、1億8,240万円を増額し、村債につきまして1,690万円減額するものでございます。

歳出の主なものは、保育所の土地購入費等に5,350万円、保育所及び緑の体験館コテージ建設に伴います地域材活用に9,000万円を、土地開発公社への事業資金貸付金に1,800万円、風食防止対策用麦の種子代に200万円を充てまして、そのほか財政調整基金、これは貯金でございまして、1,400万円を積み立てるものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては担当課長及び担当者に補足説明をいたさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎決算書説明

○議長（上條俊策君）　ここで筒井会計課長から決算書の説明があります。

筒井会計課長。

〔会計課長　筒井貞子君登壇〕

○会計課長（筒井貞子君）　ご指名をいただきましたので、私から一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

最初に、決算の概要でございますが、平成24年度におきましては、第5次総合計画の着実な推進を図るため、起債の有効活用等、財源確保を図り、行政改革をさらに推進し、住民に密着した事業に取り組み、スリムで効率的かつ効果的な執行に努めてまいりました。

一般会計においての村債は新たに1億7,919万円を借り入れたところでございますが、2億5,000万円を償還し、19億9,143万円となりました。

基金におきましては、地域振興基金は取り崩しましたが、4億8,183万円余りを新たに積み立てることができました。

また、一時借入れをすることなく資金の運用ができました。

24年度も前年に引き続き、健全財政を維持することができました。

それでは、決算書の添付資料の決算明細書により説明申し上げますので、お願いいたします。

そちらの8－2ページをお開きください。

一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表です。先ほど村長から特別会計を含む総決算額及び一般会計の歳入歳出決算の報告がありましたので、省略させていただき、私からは、会計別に説明させていただきます。

まず、一般会計です。

歳入歳出総額は報告がありましたので、前年度との比較についてのみ申し上げます。

歳入総額は3億80万円の減、前年対比9.5%の減。歳出総額は3億949万円の減、前年対比10.1%の減となりました。

以下特別会計につきましては、後ほどご説明申し上げます。

続きまして、8－8ページをお開きください。

一般会計の款別決算額でございます。

詳細につきましては、次のページで申し上げます。

不納欠損額の欄をごらんください。

地方税法の規定に基づくもので、総額では130万910円で、前年度より45万円の増でございます。

村税では118万3,810円で、内訳は村民税が94万円、固定資産税が21万円などでございます。

使用料及び手数料は11万7,100円で、主なものは村営住宅建物貸付収入で、11万円でございます。

その横の未収入額でございますが、総額で3,566万7,008円でございます。村税は345万2,838円、前年より73万円減少しております。

使用料及び手数料は24万9,170円で、村営住宅建物使用料が21万円で、前年より20万円減少しております。

国庫支出金は、中信平県営事業の375万円が繰り越し、また県支出金では林業再生基盤整備事業の1,381万5,000円が繰り越しとなっております。

村債はこの基盤整備事業に伴う補正予算債1,440万円が繰り越しとなっております。

続きまして、8－9ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計決算状況で前年度との比較です。

歳入の主なものを説明させていただきます。

24年度決算額、比較、対前年比、比較の内容の順で申し上げます。

1 款の村税は6億4,198万4,000円で、94万5,000円、0.2%の減でございます。

個人住民税は年少扶養親族に対する扶養控除廃止等の扶養控除が見直されたことにより1,220万円の増、法人税は662万円の増となりましたけれども、固定資産税は企業の償却資産の減価償却や評価替えによる下方修正の影響によりまして、1,580万円の減、また、たばこ税も491万円の減で、結果として減額となりました。

9 款の地方交付税は15億1,128万5,000円で、4,001万円、2.7%の増でございます。

普通交付税で1,965万円の増、特別交付税は2,035万円の増となりました。

11 款の分担金及び負担金は2,124万5,000円で、754万1,000円、26.2%の減となりました。

東日本大震災に伴う被災地派遣職員負担金として800万円の増でしたが、24年度から3歳から5歳児の保育料無料化に伴いまして、保育負担金は1,560万円の減で、結果として減額

となりました。

13款の国庫支出金は1億351万2,000円で、4,400万5,000円、29.8%の減でございます。

小野沢幹1号線道路改修工事等の社会資本総合整備交付金、3,053万円の減及び子ども手当1,870万円の減によるものです。

主な収入は、障害者自立支援金や子ども手当負担金となっております。

14款の県支出金は1億4,182万9,000円で、777万円、5.2%の減でございます。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金1,882万円、繰越事業の古見原農道改良や西洗馬くりあげ場取水口整備工事等の農業体質強化基盤整備事業で、1,848万円が増となりましたけれども、繰越事業の子育て支援センター改修工事や内山沢河川改修工事等のきめ細やかな交付金2,124万円、また庁内電算シンククライアント化機器の整備や歴史民俗資料館外壁工事等のひかりをそそぐ交付金1,590万円、障害者自立支援給付費1,100万円などがそれぞれ減となり、結果として減額となりました。

19款の諸収入は6,489万2,000円で、1,216万4,000円、15.8%の減でございます。

24年4月から公共交通の本格運行に伴い、朝日村地域交通協議会への貸付金がなくなったことに伴う収入1,928万円の皆減によるものでございます。

20款の村債は1億7,919万円で、1,659万円、10.2%の増でございます。

公共事業債県営かんがい排水事業等農業農村整備事業の1,620万円の増でございます。

8-13ページをごらんください。

歳出を説明申し上げます。

前年と比較しまして、大きく増減したものを説明したいと思います。

2款の総務費は3億802万9,000円で、1億9,583万1,000円、38.9%の減でございます。

そちらに記載はございませんが、庁舎建設基金繰りかえ運用償還元利金1億4,182万円が皆減となったこと、また地域公共交通協議会貸付金1,927万円の皆減及び同協議会負担金653万円の減によるものでございます。

3款の民生費は5億1,967万3,000円で、2,637万5,000円、4.8%の減でございます。

障害者支援費は1,180万円の増でしたが、子ども手当1,550万円の減、また子育て支援センター改修工事の2,470万円減などによりまして、結果として大幅な減額になりました。

4款の衛生費は1億2,411万9,000円で、1,315万4,000円、9.6%の減でございます。

24年4月から松塩地区広域施設組合が発足し、一般廃棄物のごみ焼却を共同処理しております。ごみ収集運搬処理委託料では、1,000万円の増となりましたが、簡易水道への繰出金、

2,853万円の減で、結果として減額となりました。

7 款の商工費は9,300万8,000円、4,106万円、79.0%の増でございます。

スキー場特別会計への繰出金2,646万円、商工振興条例補助金1,680万円の増でございます。

8 款の土木費は2億7,239万3,000円、4,377万9,000円、13.8%の減でございます。

繰越事業の社会資本総合交付金事業での村道小野沢幹1号線改良工事3,972万円、防犯灯設置工事525万円の減によるものでございます。

12 款の公債費は2億5,008万2,000円で、1億3,398万7,000円、34.9%の減でございます。

元利償還金が444万円の減、また前年度の8,896万円の繰上償還が皆減になったことによりますものでございます。

13 款の諸支出金は、4億8,823万1,000円で、5,821万4,000円、17.7%の増でございます。財政調整基金を4億8,073万円余り積み立てしたことによるものでございます。

次に、9-1ページをお開きください。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額は4億5,572万2,390円、前年に比べまして2,740万4,680円、6.0%の減。歳出総額が4億2,637万2,970円で、2,268万463円、5.6%の減でございます。

歳入歳出差引額は2,934万9,420円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1 款の国保税で、収入済額は1億3,552万660円で、672万円、5.2%の増となりました。

加入世帯は25年3月末で698世帯、被保険者数は1,344人で昨年とほぼ同数です。加入率は全人口の28.1%となっております。

不納欠損額は138万9,900円で昨年より135万円の増、収入未済額は417万8,160円で、113万円の減です。

徴収率は全体で99.1%となり、前年より0.3%増加しております。

9 款の繰入金は2,532万8,731円で、452万円の減となりました。

一般会計からのルール分の減、また財政調整基金からの繰入金として1,000万円の繰入れですが、昨年より500万円減少したことによります。

9-2ページ歳出をごらんください。

歳出の主なものは、2 款の保険給付費で、2億7,542万8,233円で、1,261万円、4.8%の増でございます。1人当たりの医療費は、県下で大変低い位置にありますが、保険給付費全

体で、一般被保険者分は394万円の増、退職被保険者分は849万円の増です。ここ数年退職被保険者の加入者数は変わらないものの、療養給付費や高額療養費が大変増加しております。

3款の後期高齢者支援金は6,433万5,195円で、460万円の増です。

16年度改定以来据え置かれていた国保税が、24年度には引き上げられ、収入はわずかに増加しましたがけれども、財政調整基金はここ2年間で大きく取り崩されており、さらに厳しい運営が予想されるところであります。

次に、10-1ページをお開きください。

介護保険特別会計でございます。

歳入総額は4億1,747万5,222円で、2,118万円、5.3%の増。歳出総額は4億317万5,621円で、1,900万円、4.9%の増でございます。

歳入歳出差引額は1,429万9,601円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料で7,422万8,900円です。介護保険料の基準額が月額500円引き上げられたこともあり、976万円、5.1%の増となりました。

65歳以上の被保険者数は、24年度末では1,313人で微増でございます。

収入未済額は2万200円、徴収率は全体では99.97%で前年度より0.1%増加しています。

また、保険給付費の増加に伴いまして、ルール分としての国・県の負担金、支払基金の交付金、一般会計からの繰入金が増加しております。

歳出の主なものは、2款の保険給付費で3億8,409万8,844円で、1,693万円、4.6%の増となりました。

要介護認定者はわずかに減少しましたが、給付費においては、通所介護、短期入所、養護老人ホームへの入所等特定施設入所者生活介護が増加しております。

24年度は基金を取り崩すことなく運営ができましたが、今後、要介護認定者は増加し、さらなる給付費の増加が見込まれますので、運営が厳しくなると予想されます。

次に、11-1ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額は4,066万5,270円で、212万円、5.5%の増。歳出総額が3,955万5,241円で、193万円、5.1%の増でございます。

歳入歳出差引額は71万29円で、実質収支額は同額でございます。

歳入では、1款の保険料は2,793万300円で、保険料率の改定等によりまして、132万円の増となりました。

徴収率は、前年度と同様100%です。

被保険者数は24年度3月末では757人で、前年とほぼ同数でございます。

歳出では、2款の広域連合納付金は3,944万4,987円で、201万円の増となりました。

次に、12-1ページをお開きください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額は1億7,156万8,909円で、2,169万円、11.2%の減。歳出総額が1億6,644万3,355円で、1,962万円、10.5%の減となりました。

歳入歳出差引額は512万5,554円で、翌年度へ3,000円繰り越す財源があるため、実質収支額は512万2,554円でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で8,693万7,130円で、702万円、12.5%の増でございます。前年度までは、使用料につき4月から2月分を当該年度として、取り扱ってまいりましたが、24年度からは当該会計年度を3月までの使用料としたことによる増額です。

徴収率は、全体では99.7%で、0.2%の増でございます。

不納欠損額は2万890円で、未収入額は27万3,820円、11万円の減。

3款の国庫支出金は1,755万6,000円で、253万円の減。

8款の村債は4,700万円で、80万円の減となりました。

未収入額の国庫支出金1,579万7,000円並びに村債の4,090万円は、統合簡易水道事業として、西洗馬ポンプ場配水施設等の水道施設の機械設備の更新及び新設工事に係るもので、繰越分でございます。

歳出の主なものは、2款の建設改良費で5,947万2,000円で、1,083万円の減となりました。

前年に引き続き統合簡易水道事業に取り組んでおります。

主な事業につきましては、先ほど村長から報告がありましたとおりでございます。

翌年度繰越額は5,670万円でございます。

3款の公債費は6,973万8,423円で、前年とほぼ変わりません。

村債残高は新たな借り入れもあり、267万円増加しております。

次に、13-1ページをお開きください。

下水道特別会計でございます。

歳入総額は3億5,876万1,225円、2,336万円、7.0%の増。歳出総額が3億5,145万1,889円、2,133万円、6.5%の増でございます。

歳入歳出差引額は730万9,336円で、実質収支額は同額でございます。

歳入の主なものは、2款の使用料及び手数料で、1億717万2,640円、808万円の増。
簡易水道同様の理由により増加となっております。

不納欠損額は1万4,600円、収入未済額は134万870円で、55万円の減となりました。
徴収率は、全体では98.8%、0.7%の増でございます。

5款の繰入金は2億2,900万円で、起債償還金分で140万円の減でございます。

8款の村債は、1,120万円で、下水道管布設工事に係る下水道債及び辺地対策事業債を借り入れたものでございます。

歳出の主なものは、1款の経営管理費で、7,005万1,032円で、新たに資産台帳を作成したことにより、490万円の増となりました。

3款の公債費は2億6,708万7,012円で、主には下水道債の返還で274万円の増となりました。

村債残高は、新たな借り入れもありましたが、1億6,090万円の減となっております。

次に、14-1ページをお開きください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入総額は5,155万5,764円、2億2,106万円、86.2%の減。歳出総額が5,145万7,247円で、2億2,105万円、81.1%の減でございます。

歳入歳出差引額は9万8,517円で、実質収支額は同額でございます。

前年度には新型人工降雪機設置事業を実施したことにより、大きな減額となりました。

指定管理を導入して5年目となりました。

歳入の主なものは、3款の繰入金で4,045万5,000円、2,645万円の増で、辺地債償還分でございます。

6款の村債は800万円で、2億4,760円の減額でございます。

辺地債及び観光、その他事業債を新たに借り入れたものでございます。

歳出の主なものは、1款の事業費は1,220万2,510円で、2億4,707万円の減でございます。

主な事業は、高圧電源施設更新工事や下水道接続工事等で808万円でございます。

新型人工降雪機の導入に伴い、早期のオープンができましたが、天候には恵まれないこともあり、入場者は減少しました。経営努力だけでは収入につなげられない厳しさもありますが、今後スキー場が活性化し、安定した運営が図られることを期待するものでございます。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率等報告

○議長（上條俊策君） 日程第24、ここで財政の健全化判断比率等について塩原総務課長から報告があります。

塩原課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それではお手元の議案書のうしろのほうになります。スキー場の補正予算の後で開いていただきますと、右側のページが平成24年度決算審査報告書と、そのページになります。大分うしろののですが。スキー場の補正予算の後になります。

〔「ページ数か何かで」の声あり〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） ページ数がないものですから。決算審査報告書という平成24年度、そのページになりますが。こういう感じです。議案書のほうですが。議案書。その右側の表のほうをごらんいただきたいと思いますが。よろしいでしょうか。よろしいですかね。

その左側の表のほうをごらんいただきたいと思います。

表は公営企業会計を含めまして、村全体の健全化を見るものでございます。

それでは、表の中、健全化判断比率が4指標分かれて示されております。

算定比率の欄をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率と連結赤字比率は、数値が出ておりませんが、これは両方とも赤字額が生じなかったものでございます。

その隣、実質公債費比率10.4%、これは実質的な公債費、借金が財政に及ぼす負担をあらわす数値でございます。

その隣、将来負担比率、これは翌年度以降に負担が確定しております債務の大きさを示す数値でございますが、これにつきましては、債務残高、借金の残高により基金が残高を上回ったことから、比率の数値がございません。

なお、この内容につきましては、先ほど提案説明の中で村長よりお話をさせていただきました。

その右、公営企業会計の資金不足比率でございますが、簡易水道、下水道、スキー場とも

資金の不足が生じなかったことによりまして、比率数値はございません。

このことからしまして、全ての指標が健全と見ることが判断できます。

その下の段、早期健全化基準と財政再生基準。これは国の基準数値でございます。この数値を超えますと起債制限団体、あるいは財政再建団体となるものでございます。参考としていただきます。

以上でございます。

◎決算審査報告

○議長（上條俊策君） 日程第25、ここで議案第56号から議案第62号までの決算審査結果について、監査委員の報告を求めます。

塩原議員は監査委員席に移動願います。

栗津原代表監査委員。

〔代表監査委員 栗津原一芳君登壇〕

○代表監査委員（栗津原一芳君） ただいま、上程されました平成24年度朝日村一般会計、朝日村国民健康保険特別会計ほか5つの特別会計の各会計について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、決算及び基金の運営状況について、また地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による健全化判断比率などの審査も、私と塩原監査委員の2名で7月26日から8月6日までのうち、延べ6日間を審査期間として審査を行いました。

代表して私からご報告申し上げます。

審査に当たりましては、村長から審査に付されましたそれぞれの決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書が、それぞれの法令で定める様式を基準として作成されているか、計数は正確であるか、予算執行はその目的に沿って適正かつ効率的になされているか、財務に関する事務は関係法令等を遵守し適正に執行されているか、各基金はその設置の目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかなど、各会計事務を所管する関係部署から説明を聴取するなどして検証いたしました。

その結果、決算及びその附属書類並びに基金の運用状況に関する調書は、いずれも関係法令の定めるところにより作成されており、計数等につきましても、関係諸帳簿及び証書類と

符合し、正確であると認められました。

財務に関する事務執行についても、その趣旨に沿って適正に執行され、かつ、その所期の目的に沿って適正に執行されたものと認めました。

また、健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率10.4%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであります。

また、各会計の決算の具体的な内容や計数につきましては、先ほど、会計課長より詳しい説明がございましたので、私から申し上げることは省略させていただきます。

最初に、一般会計について申し上げますと、歳入総額28億7,644万3,000円、歳出総額27億5,871万8,000円で、前年と比較すると歳入歳出ともに約3億円ほど財政規模が縮小いたしました。平成23年度は国の経済対策の交付金関係で事業費が膨らんでいたものでございます。

実質収支は1億898万3,000円の黒字で、単年度収支は前年度と比べると1,515万7,000円増額し、7万円の黒字となりました。実質単年度収支は4億8,080万4,000円で前年度とほぼ同額の大幅黒字となっております。債務負担を含めた借金残高でございますが、24年度末は約21億5,000万円と着実に減少し、基金残高は26億600万円余りと前年同様に大幅に増加いたしました。財政改革の成果が如実にあらわれております。

全国的には景気低迷のため税収が厳しい状況のままでありましたが、当村では固定資産税が償却資産の減とたばこ税が販売事業者の減により減少いたしました。税制改正による個人住民税の増額と法人税の増額により前年とほぼ同額の税収を確保いたしました。

また、特別交付税対象の緑の分権改革事業により、朝日産木材の活用事業は、森林財産が有望な村として今後取り組みたい事業でございますが、今回は率先して財源確保しながら新規事業に取り組んだことは評価できるものでございます。

また、電算関係に係る費用は年々増加し、経常経費の中で大きな比率でございましたが、このやり方を旧来の随意契約からプロポーザル方式に変えたことにより、年間1,000万円ほどの経費圧縮をしたことは財政運営に大きな効果を上げております。

普通会計の財政指数から申し上げますと、経常収支比率は72.2%で前年比3.0%、実質公債費比率は10.4%で2.4%と大幅にポイントが下がりました。改善されております。

いずれの数値も財政状況が大幅に改善され、健全性を示すものであります。財政運営の努力と成果を大いに認めるものであります。3歳児から5歳児の保育料無料化の財政に与える影響を懸念する向きもありましたが、財源的には1,900万円ほどと把握しています。出生数

にはすぐには反映いたしません、子供の転入者の数が前年より増加している等、よい前兆と判断しております。

また、村税の未収金額は年々減少し、現年度徴収率が上がり、徴収努力を認めます。特別会計も現年度徴収率は高く、未収金が減っております。課を超えた一体徴収により、高い現年度徴収率を維持するという努力を認めるものでございます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計でございますが、いずれの会計も医療給付等の伸びにより、歳入歳出ともに増加しております。国保税、介護保険料ともに改定により村民の負担も増加しております。国全体の高齢化や社会保障費の増加により、一村の努力ではなかなか成果が出ない問題であります。村民の疾病予防活動、介護予防活動、生きがづくり活動に力を入れて、子供から高齢者まで幅広く健康づくり推進に向けて力を入れていただきたいと願うものでございます。一朝一夕に成果が出るものではありませんが、横断的に指導し、その成果が数値的にはかれるよう統計整理することを求めます。

簡易水道特別会計、下水道特別会計につきましては、決算内容及び予算執行状況についても全般的に適正でありました。平成23年度より総合簡易水道事業が始まりましたが、平成24年度は平成25年度事業も前倒しをして順調に統合簡易水道事業が進んでおります。下水道事業では、下水道整備台帳の電子化がされましたが、今後の維持管理の効率化に大いに役立つものと期待しております。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計ですが、本オープンはスキー場始まって以来、一番早くできましたけれども、1月の悪天候により全体的には前年度以上の入場者数にはなりません。しかし、指定管理者の営業利益は改善されていると聞き、今後も指定管理者による運営が順調に行われ、安全管理の徹底と新企画による利用客増を期待しております。

以上、各会計の詳細は村長に提出した平成24年度決算審査報告書をお手元に配付してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

終わりに、村長初め、全職員が一丸となって行財政改革に努められた結果、平成24年度も健全財政であったことは評価できるものでございます。

これから実施する大型公共事業（統合保育園建設・庁舎建設等）に取りかけられる財政状況になってきたわけですが、これに安心せず最少の経費で最大の効果を生むように、これからもさまざまな工夫と戦略をもって行財政改革のさらなる推進に取り組んでいただくことをお願いしまして、決算審査の報告といたします。

○議長（上條俊策君） 塩原監査委員は自席にお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第26、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時00分

○議長（上條俊策君） 引き続き、本会議を再開します。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時00分

平成25年第3回朝日村議会定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成25年9月18日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	中村賢郎君	2番	武田栄市君
3番	塩原龍三君	5番	塩原操君
6番	林邦宏君	7番	三村清君
8番	斉藤勝則君	9番	高橋廣美君
10番	塩原正由君	11番	上條俊策君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	柳沢正喜君
総務課長兼 会計管理者	塩原忠男君	住民福祉課長	上條幸代君
産業振興課長	上條晴彦君	会計課長	筒井貞子君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村美代子君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 高橋 廣美 君

10番 塩原 正由 君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、議長の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（上條俊策君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。発言台にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら事務局よりリンでお知らせをいたします。

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（上條俊策君） 最初に1番、中村賢郎君。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） 1番、中村でございます。

私は、ことしの7月に行われました「朝日のあたる村音楽祭」の結果と今後の考え方等についてお尋ねをしたいと思います。

まず、ことしの7月13日、14日の2日間、プライムスキー場で開催をされました朝日のあたる村音楽祭の結果についてお尋ねをいたします。

今回のイベントに関しましては、村は一応共催という形をとり、500万円をこのイベントに補助をいたしました。この件については、予算計上の折にも議会とも協議した中で、大変申しわけない、その後の直接実行委員会の「会」という字を足していただきたいと思いますが、落としてしまいました。直接、実行委員会に補助金を出すのではなくて、村民の皆さんがチケットを購入した際に通常料金の半額で販売をし、値引きの差額分を村が実行委員会に支払うと、こういうことに決めた経緯がございます。そこで、この音楽祭についての入場者数とか、また補助額等についての結果をお尋ねをしたいと思います。

次に、昨年も同様のイベント、「信州フォークフェスタ2012」ということで実施をされましたが、ことしはイベントの名称の変更をしての企画となったわけでございますが、このようなイベントの場合、今後も長く継続をしていくのであるならば統一した名称を使い、例えば第何回何々祭というようなイベントが望ましいと思うんですが、この件についてのお考えをお聞きいたします。

あわせて、村長さんはこの議会の提案説明の中で、音楽祭についてはこんな形で述べられ

ておられます。願わくば、この音楽祭が引き続き開催され、朝日村の夏のイベントとして定着することに期待をするものであるということになっておりますが、今後についての基本的な考え方は、この文章のとおりとの認識でよろしいのかお尋ねをしたいと思います。

次に、今の2番の項と多少重複をいたしますけれども、夏の観光とイベントの開催についてということでお尋ねをいたします。

現在朝日村では、さまざまな観光施設の改修、または新規の投資も今後進める予定となっております。冬の期間においては、プライムスキー場と、それからスケート場が中心ということになるわけですが、スキー場に関しては降雪機21台設置のために2億5,000万円余りを既に投資をして、今年度3年目のシーズンを迎えることとなります。また、スケート場においては、本体の改修は終わり関連施設の改修工事も予定をされておるところでございます。いずれの場合も、利用者の利便性を高め利用者の増を図ることのためのものというふうに理解をしております。

次に、夏の期間を見ますと、キャンプ場では水道の整備及びコテージ3棟の新設が予定されており、また、緑の体育館においてはコテージ10棟が、これは恐らく2カ年ということになると思いますが、新設が決まっております。

このように多くの村外の人に朝日村を知り、また朝日村に来ていただくための施設の拡充が図られている中で、夏のイベントについてはその目的を果たすために大きな役割を持つことになると考えております。

確かに、このようなイベントについては、その道の専門家の方の力をかりなければならぬところが多いわけですが、村ももっと長く続けるために計画・企画のところからかわり合うことが、より必要だと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員のこししの7月開催されました朝日のあたる村音楽祭の結果につきまして、3問でございますが、1問目につきましては担当課長から申し上げますので、最初に2問目について申し上げます。

名称についてと基本的な考え方というご質問でございます。

まず、名称につきましては、議員ご指摘のとおり、昨年初の開催と本年は名称が変わりま

した。ご案内のとおり、このイベントは村外の民間プロダクションが主体となりまして開催されておりまして、昨年実施の上に反省をし、その上に立って本年度の名称及び出演者の選定をされたものと捉えております。名称につきましては、本年の朝日のあたる村音楽祭はロゴ及び明るいイメージが発信されておりますので、議員ご指摘のとおりと捉えております。

そこで、この音楽祭に対します私の考え方ということでございますが、今定例会冒頭の提案説明で申し上げましたとおり、朝日村の夏のイベントとして引き続き開催されますようお願いしております。

次に、3問目の質問でございますが、夏の観光とイベントの開催についてでございます。

ただいま、中村議員から前向きな心強いご指摘をいただき感謝をしております。議員ご指摘のとおり、多くの来村者に朝日村のよさを肌で感じていただき、しかも明るい朝日村のすばらしさを広く発信することは、朝日村のイメージアップにつながります。村民の皆さんにも魅力のある村の誇りとするところができるものでございます。

そこで、音楽祭を長く続けるために計画・企画から参加をとということでございますが、この種のもの、行政が主流になることはよしあしの議論がありまして、私としましては、行政サイドでできる範囲の協力をしてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、最初の1番目の質問につきましては担当課長から申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから最初のご質問、音楽祭の入場数、また補助額等につきましてお答えをさせていただきます。

7月13日、14日の両日にわたって開催されました朝日のあたる村音楽祭ですが、高原を思わせる爽やかなスキー場の屋外ステージにおきまして、地元出身の上條恒彦さんを初め18組のアーティストが出演されまして、音楽祭を盛り上げていただきました。また、会場には屋外イベントにふさわしく、全国からプロの屋台が15店出店しまして、村民の皆様を初めご来場いただきました皆さんは大いに楽しんでいただけたことと思っております。

さて、音楽祭の入場者数でございますけれども、主催者の発表では7月13日が1,200人、翌日の7月14日が1,000人で、2日間の入場者数は2,200人になっております。また、村民チケットの補助についてですが、通常料金でございますけれども、13日券、14日券がそれ

ぞれ8,000円、2日通し券が1万4,000円でありましたが、村民チケットにつきましては、実行委員会が通常料金の半額で販売しまして、残りの半額分を村で補助しております。

補助額につきましては、13日券の販売枚数が332枚ということで132万8,000円、14日券が208枚で83万2,000円、2日通し券が350枚で245万円ございまして、村民チケットの販売枚数は合計で890枚、461万円を補助しております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔1番 中村賢郎君登壇〕

○1番（中村賢郎君） まず、今の結果をこう見ると、大分昨年とは趣が違う形だったと思いますが、実績で見ると、昨年は1日限りの営業ということになったわけですが、1,100人ぐらいということが公表されておりますので、おおむね形としてはまあまあの形だろうと思うわけですが、ただ、先ほど村長さんから言われたとおり、行政の関与については少し問題があるんじゃないかということを知った中でいきますと、毎年持ち出しがなく主催者側が済んでいるのかどうなのか、この辺は公表は当然されないわけですが、十分検討して、例えば2日でもいいのか、それともいろいろなことで考えたときには1日でもいいのかということも、ぜひ検討いただきたい。結果等については昨年とほぼ同様な形でおさまったと、それから補助金についても500万円計上した中で468万円ですか、ということでおおむねの中でおさまったと、こういうことですね。

ですから、これはこれで一つの結果としてはいいんじゃないかと思いますが、今申し上げたように、長く続けるためにはやっぱり負担がどこかにだけかかるのは長く続かないわけですし、分散型にしてお互いが協力し合う、どこを協力し合うという形をとっていかないとなかなか長期的に、例えば5年、6年という形は少し難しいのかなという気がいたしますが、ぜひこのイベントに関しては、先ほど申し上げたとおり、夏の施設を拡充する中でその利用率との兼ね合いで、朝日村を知ってもらう機会としては、例えば1,000人以上の方が来て、これで見ると単純に当日券と足しても300人ぐらいだから、1,200人の中で七、八百ぐらいの人が外だというふうに、この券の動向から見えるわけですね。そうすると、それだけの人が朝日になかなか来ていただく機会というのはないわけですので、ぜひ今後もこれについてはいい形で開催をしてもらいたいということをお願いをして、私の質問は終わります。

以上です。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど担当課長から入場状況について言いました。この種のもは、この道を知っている人は赤字だということは、当然わかるはずであります。でありますから、内容的には私も踏み込んでおはりませんが、昨年もことしも赤字経営であったというように見ております。この種のを全国の中で見てみますと、黒字経営は非常に難しい、そういう中で、最近はこの経済が停滞してもう十数年たちますので、そういった言葉が出なくなりましたが、メセナという言葉がございます。これは、いわゆる営業ベースにならない世界でありますから、文化団体に対しまして企業等がそのものに援助をする、これがメセナの前提であります。その当時、一時期ワンパーセントクラブという、企業の売り出した1%を出そうとかいう、そういう経済の景気よかったときは言葉がありました。でありますので、私としましては、もし来年も継続してされるならば、やはりただ行政が、私が黙っているだけでは無理だろうなど。でありますので、これに関しましてはプロダクションと話をする中で、例えばバックアップにテレビ会社、そして企業、先ほどのメセナの取り組みをして企業にバックアップできないかどうかのそういった努力はしてまいりたい。そして、朝日村のイメージ、先ほども申し上げましたが、議員と全く同じですが、夏のイベントとしてメインになれるこれはイベントでありますので、そういったことを含めた中で、今後、私のノウハウの中で対応してはいきたいというように思っております。

以上でございます。

○1番（中村賢郎君） どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで中村賢郎君の一般質問は終わりました。

◇ 武 田 栄 市 君

○議長（上條俊策君） 次に、2番、武田栄市君。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2番、武田栄市です。

私は、今回2つのことについてお伺いしたいということでございます。

まず最初ですが、保育園の一園化に伴う跡地利用についてであります。

現在、保育所建設委員会で新保育園の建設に向けてさまざまな検討がされてきております。建設場所の決定、あるいは基本設計委託業者の決定など着々と具体化してきておりまして、平成28年4月の開園を目指して建設が進められてきておるところであります。こうした状況を踏まえまして、おひさま保育園とあおぞら保育園の新保育園移転後の跡地利用について、村の考え方がわかればお聞きしたいということでもあります。

なお、おひさま保育園（西洗馬）は昭和57年に建設され31年がたっております。また、あおぞら保育園（古見）ですが、平成元年に改築がされまして24年がたっております。いずれも新しい建築基準法のもとで建設されまして、耐震基準を満たしているというふうに考えております。

今後、新しく建設されます保育園に2園が移転し、閉園した後の建物の利用方法等について、地域からの要望を聞く中で、方向性について検討をされるべきではないかというふうに考えるわけですが、村長のお考えをお聞きしたいということですが、お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 武田議員の保育園の一園化に伴います跡地利用についてということでございます。

現在進めております保育所の統合につきましては、平成27年の開所を目指しておりまして、計画的に進めているところでございます。そこで、現在のおひさま保育園とあおぞら保育園の跡地利用ということですが、まずは跡地利用といえば更地にした後の土地再利用という表現になりますので、そこで現在の建物を含めまして跡利用につきましては、新保育園の進捗状況を勘案しながら、しかるべき時期に広く村民のご意見を賜ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員、再質問はありますか。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 私、ちょっと勘違いしておりまして、平成28年と書きましたが、27年の開園ということですので、ここは訂正したいと思います。

それで、あおぞら保育園の建設当時のことをちょっと見てみたいというふうに思って用意をしてまいりました。あおぞら保育園は古見の保育園で、おひさま保育園は西洗馬ということになるわけですが、この保育園は、戦前は出征遺家族援護事業ということで施設保育が行われているという形があります。戦後におきまして、やはり施設保育ということでそれぞれの村内の場所で行われてきたということでもあります。古見におきましては、古川寺をお借りしてそこで保育園が行われていたということでもあります。そんな中で、昭和33年古見区の地域の方々から保育園を建てたいという要望が起こりまして、そういった中で区全体でもって保育園を建てようということで、現在の場所に建てたわけでもあります。当時は、資金的にも非常に厳しいということで、区民への寄附の割り当て、あるいは区の財産処分、これは大古見神社の立木の処分、あるいは今の東電になっておるんですが、あそこに松の木がありますが、あの周囲に500坪ばかりの区の土地があったということでそれを売却し、あるいは区出身者の特別寄附を募ったということで資金を何とか集めて、それに国・県、あるいは村の補助を得てようやく財源、当時は450万円ほどかかったようなんですが、それを確保して、昭和35年4月に完成し、5月から60名の古見保育園として開園してきたという経過があります。

その後、平成元年に建てかえが行われたわけですが、そんなようなことで、非常に区民の熱い思いがこの保育園のスタートにあったということでもあります。そこら辺のところを今後の跡地利用につきましては勘案していただきまして、区民の要望等を聞いていただいて方向性を決めていただくと。

なお、このあおぞら保育園は、災害が発生したときの地区の第1避難所にもなっておりまして、さらに避難施設、避難生活用にも村から指定されているという建物であります。さらに、震度6以上の地震が発生した場合ですが、古見の集落センター、耐震診断で倒壊のおそれが高いという診断結果が出ておりまして、そういった大きい地震、災害があった場合には古見防災会の対策本部にも保育園がなるというような形になっております。そういったことで、ぜひ地域の要望等を村のほうでも聞いていただきまして、方向性を決めていただきたいということではありますが、村長のもし何かあればお聞きしたいということではありますが。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 武田議員が保育園の歴史、今までの経過を申されましたので、私の認識の範囲で申し上げます。

ご案内のとおり、針尾保育園がありましたときまで、朝日村には公立保育園が3園ありました。このことは、当時人口四千二、三百人のときであります。そのときに公立保育園3園があったということは、いかに朝日村のリーダーの皆さんが子供に対する保育、いわゆる教育と申しますか、成長に力を入れたということを理解できます。これは、人口四千二、三百人で公立保育園が3園あったのは、県下でほかにはありません。まさに、当時から1園の時代に3園をつくって持っています。全国的にもこれは素晴らしい、朝日村の先人の皆さんの子供に対する力の入れ方がわかっています。でありますので、このことに関しましては、今議員がおっしゃられますように、針尾保育園については針尾地区の皆さん、古見保育園については古見の当時のリーダーの皆さん、それから今おひさま保育園は西洗馬と小野沢と一緒にありますが、先立つ皆さんが用地、買収、建物は村で行いましたが、用地設定は地域の皆さんが場所を選んでいただいた、こういう経過がありますので、そここのところにつきましては、先ほど申し上げましたように、広く村民の意見を聞いて対応していきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 再度お聞きしたわけですが、村民の声を広く聞いてという方向性を決めていきたいということで、ぜひみんなが納得できる、なるほどな、地域、村のために生かせるような方向で決めたなという形に、ぜひしていただきたいというところでございます。

私は、あおぞら保育園だけのことを申しましたが、おひさま保育園につきましては、この後、林議員が質問されるようでありますので、そちらでまたいろいろと述べていただくということでございますが、この質問につきましては、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 武田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 2問目ですが、農作物被害を防ぐカラス対策についてということであります。

最近、カラスが群れをなして飛び回っている光景を見かけました。これは8月でありまし

たが、50羽以上の群れをなしていたということで、非常に私も驚いたわけであります。特にモロコシの収穫が終わってロータリーをかけた後の畑に残ったモロコシの殻を餌としてあさっていたということで、そういった群れが出たかなというふうに思いますけれども、こういった残物をカラスがあさるといのは問題はないわけですが、ただそれだけに済みませんでして、レタスとかキャベツというような野菜も少なからぬ被害が出ていると。現状ではあらゆる作物が被害を受ける状況になってきております。カラスはふえる一方であります。有効な対策が必要な時期に来ているというふうに私は思うわけですが、現在、村のカラス対策について、その成果と現状について、また、今後の取り組みについてということでお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、武田議員ご質問の農作物被害を防ぐカラス対策についてということをございますけれども、カラスの被害につきましては、例年4月から10月にかけて定植苗の引き抜き、まいた種や出荷前の野菜の食害があるため、村で平成23年度から3カ年計画で策定しております朝日村鳥獣被害防止計画に基づきまして、銃器、捕獲おりにより、通年にわたって被害防止対策を行っております。

銃器による対策につきましてはございますけれども、朝日村猟友会に委託をしまして、年間を通じての見回り、それと銃器による一斉駆除を行っておりますが、公道上や公道を弾が通過する発砲が禁じられているため成果が上がらないのが実情であります。

また、捕獲おりによる被害防止対策につきましては、朝日村鳥獣被害防止対策協議会におきまして平成22年度にカラスの捕獲おり3基を購入しまして、こちらも年間を通じてJA松本ハイランドの営農センターで設置管理を行っております。昨年度は、西洗馬集荷所に1基、野菜センターに2基を設置しましたが、カラスの捕獲はできなかったようです。今年度も4月より野菜センターに2基の捕獲おりを設置しておりますが、これまでに捕獲はできていない状況にありまして、カラスの被害防止対策につきましては、現状では成果が上がっていないのが実情でございます。

今後の取り組みとしましては、現在のカラスの捕獲おりでございますけれども、縦1メートル、横2メートル、高さが2.5メートルということで、軽トラに積める程度の小型の移動式のものであるため、小さ過ぎて成果が上がらないのではないかとご指摘もございます。

捕獲おりは大きいほど捕獲しやすいようでありますので、今年度松本広域にございます鳥獣被害防止総合対策協議会を通じまして、これまでの7倍ほどの容量を持った大型捕獲おりを導入することになっております。これは工事の足場に使う単管を使った捕獲おりでございまして、組み立てや移動も簡単なようですので、今後の被害防止対策につきましては、この大型のおりを使用しまして、設置場所等につきましても検討しながら効果的な駆除を行っていきたくと考えております。

また、カラスにつきましては、作物の残渣などを餌とするため、未収穫の農作物や収穫後の残渣につきましてはトラクターで深くすき込んでいただくよう、適切な処理をしていただきますよう啓発にも努めていきたくと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 今、今までの方式ではとても無理だと、成果はゼロだというお話でした。確かにカラスは非常に利口なというか、学習効果というか、そういった賢い鳥だというふうなことが言われております。私は、この問題については平成16年6月の議会の一般質問で行っておりまして、その当時は、まだ今よりも数はそれほど多くなくて、20羽か30羽が群れをなしているというところだったんですが、最近では、この間私が見たのは少なくとも50羽以上、100羽まではいったかどうか知らないですが、電線にとまったら電線が切れやしないかなんて思うほどの群れでありました。

そういったことで、今の状況ではふえる一方だと、減ることはないということでありまして、それで私もインターネットで取り組みについてやっているところを探しますと、東京都では結構このカラス対策、苦情が何千件も年にあったと、平成13年ごろですが、それで対応するというので、トラップ、わなですね、今言われたように大きいものを設置して、それで捕獲するという形をとってきたようであります。そういったことで13年から21年までの間の捕獲数が12万2,000羽ほどあると。最近では1万5,000羽前後をとっている。ただ、トラップというわな、捕獲するものですが、115基ということで、この数も物すごいものですが、割ってみますと、昨年1万6,788羽ですから1年に1基で100羽ぐらいのカラスをとっているというふうになります。

こういったことで、ぜひ今の小さいものでは恐らくカラスは入らないと、それは結果に出ているわけなんです。こういう大きいものを朝日村の中でも1カ所ないし2カ所設置して

やっていくと。ただ、カラスは利口ですからやはり先進地の取り組み、東京都あたり、東京都は数がいっぱいいますからどんどんとれても不思議ではないんですが、そういったところのやはり研究もされて、設置場所によっても大分違うと思うんですよね、中に入るカラスは。そういうことで、ぜひとも何とか10羽でも20羽でも減るような方向で、そういったわなを設置して行っていただきたいということでもあります。

それで、私も今まで取り組み、村でもそうだったんですが、JAでも取り組みされたのかなと思って資料を見てみましたら、朝日村の営農支援センターですが、その中にカラス対策というものがあって、カラスのおりの設置ということで、これはJAがやるというような形になっていたんですが、そういうことで行政だけじゃなくてJAも含めて取り組みをしていくということが、やはり私は必要だと。行政だけにそういったことが、背負ってしまってもなかなか大変ですから、営農支援センターというような組織もありますので、そういった中でやはりやっていけばどうだろうかというふうに思うわけですが、そこら辺のところは課長どうでしょうか。

○議長（上條俊策君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 捕獲おりにつきましては、現在もJA松本ハイランドの営農センターのほうで設置管理を行っていくことになっておりまして、関係機関で協議しております朝日村鳥獣被害防止対策協議会のほうで、村もJAも一緒になって対策を講じていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） 武田議員。

〔2番 武田栄市君登壇〕

○2番（武田栄市君） 先ほど猟友会で銃による駆除というようなお話があったんですが、それは危険もあったりなかなか、山の中ならどうだか知りませんが、人家があったり畑に人がいたりとするところではとても危険性があるということで、やはりそういったわなのほうの研究をぜひやって行っていただきたいと。そして何とかカラスの知恵に打ち勝つような方式を編み出していただきたいということで、そんなことをお願いしながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで武田栄市君の一般質問は終わりました。

◇ 塩原龍三君

○議長（上條俊策君） 次に、3番、塩原龍三君。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 3番、塩原龍三です。

スプリンクラー水の中学生通学路への飛散対策について質問をいたします。

ことしの7月12日、針尾地区集落センターで行われた鉢盛中学校PTA主催の中学校教師、保護者、地区役員、区長、議員による支部懇談会の席での意見の中に、中学生の自転車通学時に畑に散水しているスプリンクラーの水をかぶることがあり困るという声がありました。スプリンクラーの散水量は相当なものです。あの水量をかぶったときの中学生は余りにもかわいそうだと思います。自転車で走りながら飛散水をよけようと車道を走ることになったりして交通事故につながる危険もあります。

古見の横出ヶ崎から山形の記念碑までの直線道路の道路沿いのスプリンクラーのてっぺんの散水部には水を道路側へ飛ばさないようにするネット式プロテクターというものがついております。そのために、山形から通う中学生にはスプリンクラーの水がかかるとはありませぬ。私は、山形村では自転車通学の中学生に水がかからないように取りつけたのではないかと、土地改良区に聞いてみました。それによりますと、私の予想とは違って、山形の畑にスプリンクラーを設置した当初、土地改良区山形村組合員が話し合っ、道路を走る自動車に水がかからないようにと、スプリンクラー設置者の組合員が経費負担をして設置に至ったとのことでした。

私は、今の朝日村では、村がある程度の補助金を出して道路に面しているスプリンクラーへのネット式プロテクターの取り付けを促したらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 塩原議員ご質問のスプリンクラー水の中学生通学路への飛散防止対策についてということでございますけれども、スプリンクラー水の道路への飛散防止につきましては、当村では平成19年度から25年度までの5カ年間でございますけれども、古見原と西洗馬原におきまして実施しておりました土地改良事業、農地・水環境保全事業の

中で取り組みを行っております。この事業は、国が50%、県と村がそれぞれ25%を負担しました事業で、古見原と西洗馬原の受益者が事業実施主体となりまして、排水路の泥上げのほか土地改良施設の補修整備を実施したものでございます。

この事業の中で、平成21年度に道路への不要散水対策としまして、従来のスプリンクラーの頭の部分を取りかえ、散水範囲が調整できますハンスプリンクラーというものを単価1万1,000円で222個購入いたしております。その後、古見、西洗馬原の受益者の役員の皆さんが、農家の実情と希望によりまして配布を行っております。しかしながら、事業対象面積の関係で西洗馬原に147個、古見原に36個が配布されております。

西洗馬原につきましては、ある程度受益農家の皆様に行き届いておりますが、古見原につきましては、中学生が通学します幹線道路の周囲でございますけれども、農家が約100軒の農地がございまして、1軒当たりでハンスプリンクラー1個ないし2個必要と考えますと、現在の古見原の普及率は25%程度というふうに考えられます。村としましても、道路への不要散水は通行者や運転の妨げになるほか、夏の渇水期や水の不足期には、道路にまで散水を行うことは住民の理解を得られない状況にもございますので、まずは不足分の対応、在庫分の早急な配布等につきまして、中信平右岸土地改良区の朝日地区の理事会、総代会で検討していただきますよう申し入れを行っていきたくと考えております。

また、既に配布されておりますハンスプリンクラーでございますけれども、実際に圃場で使用されていないという状況もございますので、利用の推進につきましても、中信平右岸朝日地区の役員会で検討いただくよう申し入れを行っていくほか、村の広報紙等でも利用の推進を図っていきたくと考えております。

○議長（上條俊策君） 塩原龍三議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔3番 塩原龍三君登壇〕

○3番（塩原龍三君） 値段ですが、土地改良区に聞いてみたら、初めは1万円と答えがあったんですけども、名称や何かも正確に教えてくださいとやっていたら、業者の価格が出てきまして、50ロット生産で1個7,000円になると言っていますので、値段が結構下がってきているみたいですので、その辺も踏まえてやってもらえればと思います。満足の回答でしたので、私はこれで終わります。

○議長（上條俊策君） これで塩原龍三君の一般質問は終わりました。

◇ 塩原 操 君

○議長（上條俊策君） 次に、5番、塩原 操君。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 5番、塩原 操です。

4件について質問いたします。

1つ、村長の政治姿勢について、高齢者の生きがいづくりについて、3として、橋梁の補修について、4件目、買い物におけるマイバッグの持参について。

それでは、1つ、村長の政治姿勢について。

2020年オリンピック東京開催について、これは国民待望のオリンピック開催でございます。9月8日、東京に決定されました。これは国民一丸となつての誘致運動等における努力と熱意が評価されたと、こんなように考えております。大変うれしいことと思います。日本国民の総力を挙げて立派なオリンピックにと、国民の皆さん全ての方々が願っておることかと思ひます。さて、このオリンピック開催についていかがお考えなのかお伺ひしたいと思います。

以上。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の2020年、7年後のオリンピックの東京開催について、私の考えということでございますが、このたび平成32年の第32回夏季オリンピック大会の開催が東京に決定されましたことは、まさに大喝采でございます。しかも我が国は、前回、昭和39年の大会以来56年ぶり、約半世紀ぶりの開催ということでありまして、今後は開催が成功しますよう、国を挙げた準備が進められるものと捉えております。

しかしながら、我が国の現状は、2年半前の東日本大震災の復旧・復興、福島第一原発の重大事故に伴います安全対策の取り組みはいまだ先の見通せない状況でございます。まずは被災地の対策を優先した施策を実行していただき、このことが国民的総意によりますオリンピック開催ができるものと捉えております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問ありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ただいま村長が申し上げられましたように、悲しい東北の皆さんの復興、これについては全力を尽くして、国民を挙げて尽くしていかなければいけないかと思えます。しかし、またこのオリンピックも日本の経済復興を託された中で、復興も、あるいはオリンピックのほうも同じ視点で国民一丸となって、この難局とうれしいことに立ち向かっていかなければならないことかと思えます。東京開催による経済的な波及効果と申しますか、それについては3兆円とも、あるいは10兆円を超える経済的な波及効果が期待もされております。とにかく、被災地の皆さんの悲しみを胸に抱きながら、オリンピックをとにかくいい形で成功させていただき、あるいはいただくんだという、全国民がそういう心構えの中でいけたらななどと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 2問目、高齢者の生きがいづくりについて。

各地で敬老行事が行われております。この原稿を書いた時点では行われていますというあれでしたけれども、敬老会は9月16日でしたか、この激動の時代を生き、今日の日本の繁栄を築かれた労苦を敬老の日に、いわゆる加寿というような形で、記念品とか祝い状とかそういうような形も一つの祝福の形かと思われます。そういうような話が、あるいは記事が古見で上條弥太郎さんという方が大変な苦勞をされまして、新聞をつくっておられるんですが、その記事の中に載っておられました。私も、その意を酌んでひとつ一般質問の中でそういう話を、私の思いを申し述べられればなと思ひまして、質問項目に取り上げた理由でもありません。

この平均寿命ですが、せんだっての新聞紙上等によります記事によりますと、松川村さんでは男性の平均寿命が82歳、それから100歳以上が全国では5万4,000人と。それから、いわゆる稼働年齢と申しますか、六十二、三歳以上の元気のいい方が、長野県は全国一であるというような記事も9月14日の記事では載っております。こういった賞状とか若干の記念品

をもらうことも、お年寄りの方にとっては大変な励ましの一助にもなり、つまり生きがいの一つということですか、それについてひとつ伺いをします。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 塩原 操議員の高齢者の生きがいづくりについてお答えいたします。

9月になりますと、敬老行事の報道を目にするようになります。村も敬老祝賀行事を行っておりまして、喜寿を迎えられる方に記念品を、米寿を迎えられる方に祝い状と記念品を、また100歳になられる方には祝い状、記念品、長寿年金3万円をお送りしております。また、100歳以上の方には、毎年長寿年金として3万円をお送りしております。今年度該当されます方は、喜寿が41人、米寿が26人、100歳になられる方が3人、101歳になられる方がお一人でございます。

去る9月11日、本年度に米寿を迎えられる6人の方に、村長がお祝いをお届けいたしました。また5月には、70歳以上の皆さんを対象に朝日村敬老会が盛大に行われているところでございます。このように村でも節目のお祝いをしておりまして、該当の皆様からは、大変感謝の言葉もいただいております。なお、毎年該当者を村の広報に掲載いたしまして、村民の皆様とともにお祝いをしております。

議員ご提案の傘寿、卒寿等の節目については、今のところ私どもはお祝いをする事は考えておりませんが、一つの節目として家族でお祝いをしていただければよいのではないのでしょうか。村民の皆様には、健康に十分注意されて元気で長生きをしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ありがとうございます。

市民タイムスによりますと、あるおじいちゃんですか、村長様が来てくれたと、うれしくて、おら涙が出たぞと、こういうようなことも言われました。ぜひこういうようないい形の行事といたしますか、ひとつ末永く続けていってほしいと思います。

とにかく今、こういう年齢に達している方々というのは、戦後の本当にあの大変な時代を生き抜いて、いわゆる国のもとをつくられた方々でございます。年寄りを大切にすること、余りし過ぎたといいますか、年寄り個人としますか、私もその一人に入っておりますので、言い過ぎたりして、若い方々のそういうお邪魔になる部分も時としてはあろうかと思うんですけれども、やっぱりそういう方々の年齢を重ねた経験というものは、何らかの形で生かしてやる、もう少し働いてほしいんだというような形が、世の中で生かされていかなければいけないんじゃないか。ともすれば経済万能の時代でございます、豊かさといいますか、物質的な豊かさを追求する余り、ついうんと大事な心を失ってしまいがちなところが見られないこともないかと思われま。やっぱり社会というものがうまく動いていくには、お互いに余りにも追及していくと角が立ったり、何か住みにくくなりがちなので、どこかでクッションといいますか、無駄さえも若干は次のステップにつながるための糧として、そういう弾力のある包容力のある社会に持っていくのがいい形での社会のあり方では、私、余り立派な人間ではありませんので、ちょっと恥ずかしい部分もあるんですが、やっぱりそういう一人一人が努力をしていくことが、よりよい社会、またよりよい村づくりにつながっていくのではないかと、このように考えております。

先ほどのおじいちゃんの話じゃありませんけれども、村長さんが来てくれたと、あるいは賞状をもらって、いやうれしいわな、孫が来たらほれと言って予定以上の小遣いをやっちゃまったと、こんなような話もございます。

以上でございます。ひとつよろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） 質問は終わりでいいですか。

○5番（塩原 操君） ありがとうございます。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 3件目、橋梁の補修について。

予算書の中では、橋梁長寿命修繕というような形で予算計上がされておりますんですが、これは古くなった橋等、いわゆる社会インフラですね、橋等の寿命を昔は余裕がありましたから、この程度だったら作り直しちゃえとか何とかいうような余裕があったんですけれども、今は何とか使えるものは補修をして、あるいは修理をしてもう少し延ばそうという、ただし、そこには安全を担保に入れた中でのそれかと思うんですけれども、それ等についてひ

とつお伺いできたらと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 塩原議員ご質問の橋梁の補修、橋梁の長寿命修繕についてと
いうことでございます。

橋梁の長寿命化でございますけれども、自治体が管理する橋梁につきましては、今後急速に高齢化と言われておりまして、村が管理する村道の橋梁も24橋ございますけれども、これにつきましても、現在は建築後50年を経過するものはありませんが、20年後には全体の30%程度が50年を経過してまいります。

この橋梁の長寿命化につきまして、これらの高齢化を迎える橋梁に対しまして、従来のように、損傷が深刻化してから修繕を行う対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕、かけかえに要する費用が増大となるために、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型に転換を図りまして、維持管理のコスト縮減、橋梁の寿命を延ばすものでございます。

当村では、昨年度、国から2分の1の補助をいただきまして、管理する24橋につきまして橋梁の構造ごとに点検を行いまして、橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。この修繕計画によりまして、今後50年間の事業費を比較しますと、従来の対症療法型が13億円かかるのに比べまして、橋梁長寿命化修繕計画による予防保全型の修繕を行った場合は11億円となりまして、コストの節減効果は約2億円となる見込みでございます。

また、修繕計画につきましては、修繕を行う優先順位のほか、鎖川にかかる橋梁、幹線道路の橋梁を、村としましては重要な橋梁と位置づけまして修繕を行うこととしてございます。村が管理します24の橋の中で優先度の高い橋梁は、現在、御道開渡橋、松の木橋となっております。今後、平成28年度より長寿命化修繕計画に基づきました修繕を行う計画となっております。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 体においても、今、対症療法から予防医学という時代に入っております。この橋梁等の補修、あるいは関連したこういうもろもろのものにつきましても、対症療

法といたしますか、予防的な形、いわゆる事前に手を打っていくことによって出費が抑えられるんだと、当村においても大きな財政負担につながるのではないかと、こういうことであろうかと思われま。ひとつよろしくお願ひします。

質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） 塩原 操議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） 4件目、買い物におけるマイバッグの持参運動の推進を。

1つ、行政サイドからの意識改革等による運動といたしますか、働きかけといたしますか。

それから、2つとして、やはり行政サイドからのレジ袋有料化への働きかけ、なかなかこれは業者さんの理解が得られないと進まないことかと思われますが、諏訪地域のほうですか、せんだつての新聞記事等によりますと大分活発に、やっぱり住民の皆さんの意識が後押しされないと業者さんも動けませんので、動けませんというか積極的に対応できないと、そういう実態かと思われまんですが、この辺のあれでは余りどうもというのが現状かと思われまんですが、たかが袋かと思われまかもしれませんが、また、なかなかマイバッグを持っていたりというのは面倒くさいので、できたらそこでレジ袋をやってもらつてというのが簡便かもしれないんですけれども、これはいわゆる意識といたしますか、エコ意識の働きかけ、あるいは一つかと思われまるので、具体的な形で、とにかくレジ袋、自分でマイバッグを持ってこつと、こういう運動をと思ひま。

以上、これについてお伺ひをさせていただきます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めま。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 買い物におけるマイバッグの持参運動の推進ということでございますけれども、まず、行政サイドからの意識改革の推進ということでございますが、県では、平成25年度までにマイバッグ持参率を60%以上にするということを目標に、平成20年度から事業者、消費者、行政の3者の協力を得て、レジ袋削減県民スクラム運動を展開してましました。それによってマイバッグの持参率は大きく向上し、50%前後で推移してましました。最近の調査では62.5%となったという数字も出ております。県では、さらにレジ袋を削減してマイバッグを普及させるために、最も効果が高いレジ袋無料配布中止について、平

成25年の春から県下一斉に行う予定でしたが、事業者の足並みがそろわないため、できるところから、できる地域からレジ袋無料配布中止を始めるということになりました。朝日村でもマイバッグ持参の啓発は、数年前から3R推進月間や朝日環境の集いなどで啓発しておりますし、今後さらなる啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、行政サイドからの業者へのレジ袋有料化への指導、働きかけでございますけれども、県の動きといたしましては、レジ袋無料配布中止についてできるところから、地域から始めるという方針に基づきまして、この3月に松本地域のレジ袋削減推進懇話会を事業者、消費者、行政により組織し、地域の実情に合った取り組みということで、現在検討がされているところでございます。

朝日村では、商工会を通じまして会員にレジ袋の無料配布中止に向けた周知を依頼しております。また、直接個人商店等へ意向を確認いたしました。レジ袋の使用量と店舗等が少ないことから、有料化へ積極的に対応することは、村内の事業者にとってはなかなか難しいものがあるのではないかと思います。そこで、やはりマイバッグの持参を進めていくことが一番、村民の皆さんも村内だけで買い物をするわけではございませんので、マイバッグを持っていただくということが、やはりレジ袋の削減に効果があるというふうに思います。

豊かな自然を守り、地球の温暖化を防止するためには、まず、ごみの資源の利用・削減、CO₂の削減につながる不要なレジ袋削減のため、買い物にはマイバッグをぜひ持参していただきたいと思っております。議員の皆様にもご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔5番 塩原 操君登壇〕

○5番（塩原 操君） ちょっと恥ずかしい気がしないでもありませんけれども、私は10年近くマイバッグを持参して買い物に行っております。何とか皆さんも、ちょっと煩わしかったり、格好悪いような気がしないでもないかと思うんですが、そんなにマイバッグをあれしてひとつエコに協力なんて、そんな大きなといいますか、そんな格好つけた形でなく、ごく自然な形で、自分の買い物は自分の袋を持って行って買ってくるんだというような気軽な気持ちで、皆さんがエコバッグ推進に協力するような形で進めていかれたら、うれしいような気がします。ひとつよろしく願いいたします。

質問といたしますか、以上でございます。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原 操君の一般質問は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

再開は10時40分からといたしますので、お願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（上條俊策君） 次に、6番、林 邦宏君。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私の質問事項は2件です。

1としまして、水資源の保全について。

水資源が県民共有の財産で公共性が高いことを基本原則とし、平成25年3月25日に長野県豊かな水資源の保全に関する条例が公布され施行されました。私有林、大尾沢からの湧水への依存度が高い当村の簡易水道においては、安全で安定した水資源の保全対策を県の条例制定に伴い、水資源保全対策を的確に対応していかなければなりません。

そこでお伺いいたします。

1つとしまして、水源林の所有者さんに水資源の大切さを啓発する取り組みや条例の趣旨説明等の実施。2つ目といたしまして、大尾沢を水資源保全地域として指定し、知事に申請し指定化を図る。3つとして、水源林の管理方法、保安林化、もしくは公有林化、もしくは協定化について、以上、3件の方針と実施のスケジュールをお伺いいたします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 林議員の水資源の保全についてということでお答えいたします。

長野県では、ことし3月長野県豊かな水資源の保全に関する条例を制定いたしました。この条例では、知事は市町村長の申し出により水資源保全地域を指定し、指定された地域における土地の取引等について、土地所有者等は土地の売買契約等を締結しようとする場合には、3カ月前までに知事に届け出なければならないこととなりました。知事は、この届け出の写しを市町村長に送付し、意見を求めるということになっております。この条例は土地の取引を規制するというものではございませんが、事前届け出により市町村にも情報がもたらされ、保全地域内では知らない間に売買されていたということはありません。

ご質問ですが、水の大切さについては、水源林の所有者に限らず、環境の立場から広報を行ってきたつもりでございますが、一層の啓発に努めてまいります。水源林と言いますと、村内全ての山林が該当するのではないかと思います。まず、水資源保全地域の指定が必要かどうかというところから検討を始めなければならないと思います。用途別に水道水の水源に限定するのか、農業用水等のものも含めるのかというさまざまな問題がございます。また、水資源保全地域の指定の申請には、地権者にはご理解をいただかなくてはなりませんし、広く村民に周知する必要がございます。また、水源林を守る方法としては、議員のおっしゃるような保安林に指定するとか、公有林化にするなどの方法もございますが、これも関係者にご理解をいただかなくてはならないところです。

県でも条例に基づく基本指針を7月に策定いたしまして、地域指定の申請を受け付ける体制ができたということがございます。最近の報道によりますと、今のところ申請した市町村はないようでございます。村といたしましても、県の指導をいただきながら、今後検討してまいります。

なお、中信地域の4市、東筑摩郡の5村、池田町及び松川村の11市町村で組織しておりますアルプス地域地下水保全対策協議会でも、地下水の保全及び涵養並びに適正利用に向けた統一ルールづくりに取り組んでおりますので、こちらとの整合性もとっていかなければならないと考えております。村といたしましても、水資源の重要性は十分認識しておりますので、慎重に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、住民福祉課長からご説明いただきました。

その中で、やはり当村では大尾沢の設備関係の整備というような形で、費用としては5,800万円ぐらいを投じてやっております。それで、その趣旨は村民においしい水を提供したい、安定した水を供給したいというようなことで取り組んでいるわけです。やはり今現在、世の中の流れとしては、山林の価値観の希薄とかもろもろの条件が非常に低迷してしまっていて、それに対してやはりそういうところに投機筋とか、もしくは外国資本とか、そういうようなものの介添えがありますと、やはりそういう付加価値のないところにいきなりそういう吉報があらわれますと、山林所有者にとっては魅力的な情報じゃないかなと思います。だから、そういうものをやはりカバーするためにもこの山林地区を、特に大尾沢、ほとんどの湧水が、森林の涵養機構で賄っているようなそういう状態ですから、やはりそこにはそれ相応の配慮が必要で、水源林というのは、あくまでも朝日村は87%が山林で、全てがそれに該当するということもあり得るかもしれませんが、農業用水、もしくは工業用水もろもろがありますけれども、そこでなくて、やはりあくまでも私の申し上げたいのは、ここを水道水として長く村民に提供する、そういう意味で日量1,000トンという計画でやっていると思いますけれども、その1,000トンが確保でき、そしてそれが安全で、それからおいしい水であるためには、やはりそれ相応の行政指導も必要で、地権者の方々にそういうお願いもし、そしてご協力もして一刻も早く指定化をする必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 地域指定のことをございますけれども、県も7月に条例に基づく基本指針を策定したところをございますので、まず私どもの行政の対応しているものから、そのような内容を十分理解してからでないと地域の皆様にもお話しできないということをございますので、今後、関係いたします職員が県の指導をいただきながら、条例の内容等を研究し、それから地域の皆様にご説明したいというふうに考えておりますので、近々県の皆さんを講師に勉強会をすることになっておりますので、その後また考えたいというふうに思っております。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、大尾沢の愛護会というのはそれなりきの組織も持っておりますし、そこの方たちのある程度私的な私権を棚上げされて協力していただけるような、そういう状態になっているんですけども、そこにはやはり水資源の県民の共有性なり、そういうことを高らかにお願いするなり打ち出させていただいて、とにかく水資源の確保ということに最大の関心を持って、もちろん大尾沢の私有者ばかりではなくて、村民全体にも必要でしょうけれども、特にここを、朝日水道の水源の日量1,000トンを確保するというそういう段階においては、やはりここの方々に周知徹底なり、長野県が設けた豊かな水資源の保全の条例の趣旨を懇切丁寧に説明されて、そして理解を得ていただいて協力していただくと。協力したあげくには、何とか水源の保全地域の指定が確保できるような対応に結びつけていただければなというふうに思っております。

○議長（上條俊策君） 質問はいいですか。

○6番（林 邦宏君） はい、以上です。

○議長（上條俊策君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 2問目は、空き保育園の活用についてなんですけれども、前質問の中で武田議員がこの保育園の空き地、もしくは空き園舎に関しての対応をしているものですから、私も関連質問というような形になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

新築一園化の対応は、ほとんどが現時点では設計者を契約する段階になっていて、27年度の4月の開園がほぼ実現可能じゃなかろうかというふうに思われております。そういう中で、やはり既存のおひさま保育園、それからあおぞら保育園の両保育園は、やはり当然空き家になって、その活用法についてはやはりそれなりきに対応していかなければいけないと。時期的には少々早いように思われますけれども、遊休公共施設というそういうものの有効活用をするためには、今からやはり広く村民に投げかけて対応していかななくてはいけないんじゃないかなと思います。先ほど村長からの答弁の中でこの趣旨は説明されていますから、そのとおりに対応していただければなと思います。

私は地元の西洗馬区なんですけれども、西洗馬区は借地であって、そして耐震性が基準を満たさない西洗馬公民館が、現在区民の一番の悩みの種になっております。考え方としては、中組バイパスが完成した暁にはその沿線にというような話もう出ておりますけれども、ある程度私が思うには構築物のリユースという立場で、やはり築31年程度であればまだまだ有効活用も可能じゃないかなと、そういうふうに思っております。

いずれにしても、せっかくの公共施設を有効に使うためにはそれなりきの対応が必要じゃないかなと思います。一つの考え方としては、公民館の移転というよりも再利用というような形もあるんですけれども、その辺の考えについて村長のご意見を伺いたいと思いますけれども。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいまの林議員の質問でございますが、重複分は少し避けたいと思いますが、西洗馬公民館の考え方があるんじゃないか、これは西洗馬区が考えることでありまして、村の行政が考えることではないということ、まず最初にご理解をいただきたいと思います。

なお、この議論につきましては、先ほど武田議員にも申し上げましたが、まだ跡利用につきましては、この議論をするかは時期尚早ということでご理解いただきたい。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、時期が尚早じゃないかという話もありますけれども、やはりもうお尻がほぼ確定的であれば、やはり時期に関係なく多くの同意なり、かたがた検討してもらおうというような形で、ぜひその辺はできるだけ早い時期にそういうシステムを立ち上げて対応していただきたいと思います。これは要望でございます。

以上で質問を終わります。

○議長（上條俊策君） これで林 邦宏君の一般質問は終わりました。

◇ 三 村 清 君

○議長（上條俊策君） 次に、7番、三村 清君。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 7番、三村です。

私は、朝日のあたる村音楽祭の事業評価と来年の開催について、また、地域おこし協力隊の継続実施について、この2点についてお伺いをしたいと思っております。

まず、朝日のあたる村音楽祭の事業評価でございますが、先ほど中村議員のほうからも朝日のあたる村音楽祭の実績のほうをお聞きしておりますので、とりあえず朝日のあたる村音楽祭開催に当たって3月の予算議会のとときに、私と、また村長さん、若干また反対の立場でやらせていただいたわけでございますが、そのときには価値観の違いだということで、お盆の公民館で主催するお夏まつりですか、それよりもこちらのほうが価値があるということで500万円の予算が通ってしまったわけでございますが、とりあえずそのときにちょっと落としたことが、朝日のあたる音楽祭の事業目的を聞いていなかったものですから、価値観の違いがどこにあるのか、ちょっとその辺で明らかにしたいと思っておりますので、まず、その事業目的からお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 三村議員の朝日のあたる村音楽祭、それで、今具体的には事業目的でございますが、先ほど中村議員にも申し上げておりますし、三村議員も、賢明な三村議員ならば十分承知だということをご理解をいただいておりますが、主催者は民間のプロダクションでございます。朝日村が主催者ではないということをお知らせしますが、このことは、当初から三村議員は十分承知のはずでございます、ということで申し上げます。

まず、今定例会、私が冒頭の提案説明で音楽祭について触れております。この中で、願わくば、この音楽祭が引き続き開催をされ、朝日村の夏のイベントとして定着することに期待をするものということでございます。議員ご承知のとおり、これは名称が変わりましたが、昨年とことし、変わっておりますが、このことにつきましては、音楽祭、先ほど申し上げましたが、民間の主催でございます、当村での開催でありますことから、今年度はこの音楽祭

を盛り上げるために名義共催としたところでございます。このため、来年度開催に関する権限はありませんので願望を申し上げたということでありまして、議員のご質問であります目的、目標の評価ということでございますが、主催者の領域に介入することは僭越でございますので、ご承知をいただきたいと思っております。

なお、この実績につきましては、過日主催者から概要報告をいただきましたので、担当課長が先ほど中村議員に申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 事業目的をおっしゃっていただけなかったわけですが、目的なしに500万円を出して、お夏まつりより価値があるんだとはっきり明言なさったわけですが、何の目的もなしに500万円を出したんですか。それは事業者の圏域だ、それじゃ筋がおかしくはないですか。じゃ、500万円というのは何で出したんですか。目的もなく、村としてこうしてもらいたい、こうありたい、このイベントでこうなりたい、何もないんですか。これは事業者任せ。それで、これは価値があるから500万円、これじゃおかしくはないですか。もし何か答弁がありましたらお願いします。

○議長（上條俊策君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） どうも三村議員には理解をいま一步していただければ、これは意見は合いません。この前の質問のときに申し上げております。今も申し上げましたし、このことに関しましてはその都度申し上げておりますが、当朝日村で開催をするということは、主催者ではないんですが、朝日村でこういったふだんテレビだとかラジオでしか聞けない有名な、いわゆるアーティストでございますが、その皆さんがこの片田舎にわざわざ来て出演をされる、まさに村民の皆さんが肌で感じて鑑賞ができるということは、これは素晴らしい文化の高揚でございます。でありますので、ご案内のとおり主催者に500万円を出したわけじゃない、それは先ほど担当課長が申し上げましたから十分誤解のないように、勝手に自分で決めて質問をされないように、村民のために500万円の補助金を出した、そういうわけでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 曲がりなりにも幾らか事業目的が出てきました。すばらしい文化の高揚といたしますか、アーティストの触れ合いだということでもあります。これは、村長さん先ほどえらいしっかり、事業者に出したんじゃないんだということでおっしゃっていましたが、これは議会の注文でそういう話になったんであって、当初からそういう予定じゃなかったということは言えますね。これは経過を見ればわかると思いますが、要するに、ただアーティストの触れ合いですと、うちの娘たちなんかは東京まで飛んでいくし、松本でもありますし、どこでもあるわけですが、要するに500万円を出す価値というのが、お夏まつりよりあるというのがよくその中で理解できません。

先ほど中村議員の質問の答弁の中で、多くの来場者に朝日のあたる村のよさを知ってもらうだとか、イメージアップにつながるのではないかというような話もあったわけですが、その辺は別に目的としてあったわけじゃないということなのか、この中に出てこないわけですが、その辺も価値といたしますか、効果が若干でもあるのではなかろうかと思っております。

同じことを何度もやっていってもどうも余り進みませんので、あと事業の実績のほうは、先ほど、村内の切符が890枚で461万円になったということもありましたし、村外の人の売れた数はちょっと聞けなかったわけですが、入場者数が初日が1,200人、それから2日目が1,000人だという話もありました。私、あちこちからいろいろな意見がありまして、今回これを取り上げたわけですが、私の感覚、また2日間そこでボランティアをやった方、または後ろで一緒に出場した方、いろいろな人から話があったわけですが、その人たちの意見によりますと、どうも2日間で延べ1,000人ばかりじゃないかというような話があったわけですが、実際にこれだけ来ていたのか、そうだったのか、これは主催者発表ですからよくわかりませんが、これに対して私どもの意見の中で、トイレの問題、受付の問題、屋台村の問題等いろいろあるわけですので、その辺の評価についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） まず、私が、今質問したのは、こういう質問をされるには議員が2日間会場に来られて、実際に体験されて質問をされているものと理解をしておりましたが、

私も会場で見なかったのだから来ていなかったなど、これが大変残念でございます。

さて、そこでその効果とかいうもの、先ほど中村議員にも申し上げましたが、この種のものが、大々的に取り組んで帯が結べるというのは非常に難しいものでございます。でありますので、一例を申し上げますと、つい先日まで松本市で行われておりましたサイトウ・キネン・フェスティバル、私も当初少々かかわりましたので申し上げますが、あの一般の庶民には手の届かない入場料をいただきながら、松本市、県が1億円ずつ補助金を出しております。その後、県は田中知事になりまして、この1億円を取り下げてしまいました。これによってサイトウ・キネンの運営が支障を来しておりますので、恐らく今年度は松本市が1億3,000万円近くをサイトウ・キネンに出しております。さりとて、それではあのすばらしい松本ぼんぼんにどれだけ出しているか、700万円でございます。いわゆるそういった文化の高いものにどれだけするか、これはやはり大事なことは、この地域、朝日村を魅力のある村に理解をしていただく、発信する、そして若者が永住できる、そういった村づくりをする一環でありますから、私が先ほど目的等で申し上げませんでしたのは、そんなことを一々私が言わなくても三村議員は十分承知であります。さりとて足を引っ張るだけならそういう質問になろうかと思えますけれども、いわゆるこれは朝日のために、将来のために、村の活性化のために、村の村民が誇りを持てる、これが定着しますと、村民は俺んちの村はこうだよ、誇りが持てるイベントに発展をする希望はあります。

でありますので、少なくとも先ほど申し上げましたように、行政として対応できる範囲でやっていくというのが大前提でありまして、先ほどの中村議員に答弁したとおりでございますが、要は実績は現状ではまだまだ2回や3回では知名度がまずない、全国に対する知名度がない、アーティストも、今回の提案説明で申し上げておりますが、1回目、2回目程度では有名なアーティストもなかなか、おうというわけにはいかない。これが定着してきますと、有名な方はどんどん出るようになります。出たいというようになります。そういうことは、ここ恐らく四、五年が山だろうというふうに見ておりますが、それ以前に今回の民間のプロダクションが手を引けば、それで終わりになります。

でありますので、私としては、ぜひ引き続いてお願いしたいというのが私の願望でありますし、これも朝日のために定着したいというそういう思いもありますので、主催者じゃないので積極的にはできませんが、それについては今後とも、先ほど申し上げましたメセナの理論を使いまして民間の企業にも協力をかけていかなければいけない、これが私の考え方ありますので、その辺についてご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今、メセナの話があったわけですが、そういう方向が非常に望ましい方向ではないかと。村だけでこれをしょっていてもどうなるかわからない、特にもう数年前、あちこちでこういうイベントがはやったわけですが、どこももう潰れてしまっていると。朝日村がこれからまた始めたわけですが、また二の舞にならないよう、先日、消防大会で飯綱高原に行ってきたわけですが、やはりそこももう、建物からそういうことができるようにゲレンデの建物をつくって、向こうに会場を広くスキー場の一角をとってあるわけですが、なかなか盛り上がってこない、そういう中で朝日村だけ何とかこれをやっていこうという意気込みはよくわかるんですが、費用対効果といいますか、特に先ほど評価の点、ちょっと質問したわけですが、評価については何もお話が聞けなかったわけですが、販売のチラシにしましてもいろいろ問題等があるかと思えます。

特に、実際の運営の中で朝日村の職員が、どれほどそれにかかわっているか、ほとんど担当がかかわっている程度、もしくはほかのイベントについてもそうです。担当ぐらいしか来ていないと。村として、例えばこの前の、つい先日スキー場の下でやりましたが、そこでも担当者の方しかいないということで、村としてイベントをやるときには、もうちょっと村全体でかかわるような、お夏まつりぐらいですか、みんなでかかわっているのは。要するに、担当しか出ないようなイベント、それではなかなか盛り上がっていかないと思います。

特にトイレもいろいろ混んじゃって、場所も問題だし量も少ないという話があちこちから来ますし、受付も違うほうへ来る人をみんな向こうへ追いやってというような話もありますし、屋台村はろくに人がいなかったとか、いろいろな話があるわけですが、特にその中であちこちから声が聞こえるのは、よそから来た人たちをおもてなしする、先ほどオリンピックの話もあったんですが、おもてなしという形、趣旨というものが、そのイベントに出ていなかったということで、来た人たちが本当に喜んで朝日村はいい村だということで帰ったのかどうなのか、そこら辺の評価というのがやっているのか、やっていないのか、その辺についてももう一度お聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） 朝日のあたる村音楽祭ですけれども、村外からも大勢の人が見えて、会場としましては大分人も多くて盛り上がった雰囲気でした。村外の方は、おもてなしするという部分では、村のほうのブースを出しまして、村の特産である食材を使ったお好み焼き等をそこで販売するなどして、村外から来る人におもてなし等を行いまして、村の観光パンフレット、それとかいろいろなささまざまな冊子等もそこで配るなどして、なるべく朝日村を知っていただくということで、朝日村のブースをつくって、今回は来た皆さんに楽しんでいただける、朝日村を知っていただくようにということでは行っておりましたので、そんなことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） とにかく、私はこのイベントそのものに反対しているのではなくて、実際に催し方とか予算の関係とかいろいろ問題があるのかなということ、予算のときから取り上げているわけですが、どちらにしましても、来た人が本当に朝日はよかったという形で帰っていけるような、そのようなイベントにこれからしていっていただきたいと思います。以上で朝日のあたる村音楽祭については終わります。

○議長（上條俊策君） 三村 清議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） それでは、2問目、地域おこし協力隊の継続実施についてということですが、地域おこし協力隊については、もう村の方々はどうにご存じだと思いますが、村民がなかなかまだよく理解していないのではなかろうかということでありまして、受け入れた河合さんについても、なかなか村民にまで周知徹底していない中でいろいろ苦勞なされたのではなかろうかと思っております。

特に、これは総務省が肝を入れてやっております、24年からは、また拡充しまして予算的にも400万円、隊員1人につき400万円を上限にしてくれるんだと。それは報酬等が上限200万円、活動費200万円ということでありまして。この中で、私がちょっと疑問に思ったのは、私がよく勉強不足なのかちょっとわかりませんが、地域おこし協力隊をやるには、村で設置要

綱、または実施要綱等がつくってあるものだと思うんですが、これホームページの中で探してもどうもどこにも見当たらないということは、もうやめということなのか、その辺について、まず第1点、先にお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） まず、三村議員のご質問の設置要綱等を定めてあるかということですが、現在は募集要項によりまして地域おこし協力隊を募集しているところですが、昨年その方がやめられて、次の方の募集を行ったわけなんです、今現在は協力隊は不在というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） 今の回答ですが、これは総務省に申請するには設置要綱を根拠として委嘱していくんだということですが、その辺は手続上の問題でありますのでよろしいかと思いますが、実施要綱も別につくっていない、要するに受け入れて何をさせたかったのか、その辺がはっきりわからないものですから、それをお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） 大変失礼しました。募集要項にあわせまして、設置要綱を定めてございます。それで設置につきましては、人口の減少、それから高齢化等の進行が著しい今現在の村でございますが、その中で積極的に定住、それから定着を図るために、地域おこし協力隊を設置するという目的で、現在進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） それで地域おこし協力隊、現在なくなってしまったわけですが、こ

の事業、北海道に続いて長野県が一番多いんですね。特に長野県の中でも、3名、4名、5名と受け入れているところもあるわけですが、これがいなくなってしまうと、今後どうするつもりなのか。その辺について村長さんのお考えを聞きたいと思います。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔総務課長兼会計管理者 塩原忠男君登壇〕

○総務課長兼会計管理者（塩原忠男君） それでは、当初のご質問にありました地域おこし協力隊の継続実施についてということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

村では、地域おこし協力隊員を昨年の7月に採用し、村の情報発信や公民館等のイベント協力、また空き家対策事業の補助などに携わっていただきました。ことしの4月、本人の都合で退職をされております。他市町村でも、その地になじめなかった、また、なかなかやる気がなかった人がいたり、急にやめてしまったというようなそんな事例がありまして、なかなか全てがうまくいっているという状況ではないようでございます。

そこで、村では新たな協力隊員を確保するために、ことしの5月に新隊員の募集を行いました。前回の採用では書類と面接により選考方法をとりましたが、それだけでは本人の人物像がわかりにくい、それから応募者においても村の実態がわからないという、そんな反省点もございまして、今回、お互いの状況を確認し合う現地説明会を設けて行っております。今回、応募者が4名おりましたが、その中で、まず書類選考をしまして2名を1次合格者とし、その2名により現地説明会を開催しております。ただ、1人は現地説明会の前日にキャンセル、最も適任と思われたもう一人の方につきましても、現地説明会后、辞退の申し出があったということで、今現在、地域おこし協力隊は不在という形になっております。

村としましても、よい人材を得るために来年度当初の採用を目指しまして、今回と同じような選考方法によりまして協力隊の募集を行っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 三村議員、再質問はありますか。

三村議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） これからもやっていくという話をお聞きできましたので、そんなにあれじゃないと思うんですが、この受け入れ方、要するに地域の住民がほとんど知らないような状況の中で受け入れといってもなかなか定着できないということで、本人と村との関係も

ありますが、もっと地域にこういう人が来てこういうことをしているんだということをPRしていただき、本人が活動しやすいような環境づくりというものを、もうちょっと役場のほうも積極的にやっていく必要があるかと思っておりますので、その辺を要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで三村 清君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

午後は1時から再開したいと思いますので、お願いいたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（上條俊策君） 再開いたします。

◇ 斉 藤 勝 則 君

○議長（上條俊策君） 次に、8番、斉藤勝則君。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 8番、斉藤勝則でございます。

私、いつも質問項目が多くて申しわけないところでございますが、5つほどお願いしたいと思っております。

まず第1番目に、通学・通勤路の安全対策ということでございますが、最近、例えば若い女性の方たちとか、あるいは針尾で行われた議会とPTAの懇談会が開かれたわけですが、参加された皆さんのご意見の中から、私も以前から同じようなことを思っていたのですが、夏の非常に水が必要なあのかん水の時期になりますと、散水の件で通勤の方々、通学の方、殊に通学の方が大変なわけでございますが、先ほど塩原議員も言われたわけですが、その水を避けるために、いわゆる歩道から車道へよけて膨らんで出るということで、やっぱり特に私たちのそばだと東電道路があるわけですが、これは東電道路に限ら

ず、やっぱりスプリンクラーをやっている場所には、非常に親たちも大変だということの意見を聞いたものですから、たまたま私も以前から山形村の対応を見ていて、半円形のいわゆる防水ガードみたいなものをやっていますし、あれは、ただし山形は固定的なスプリンクラーなんですね、下からも立ち上がっているやつですが、朝日は可変式といいますか、移動はできるんですが、見ましたらやっぱり金具でとめられるような形になっているもので、どこへでも、それはつけられるものですから、何か先ほどの行政のほうからのお話でも、そういうことは貸し出しをしているというけれども、なかなかまだまだ多くの農家の方たちが忙しい時期にはそこまでやれないのか、結構道端に水が飛び出して、本当に通る方がびっくりするぐらいよけるくらいにしていくこともあるし、それによって下手にして事故にでもなればいけないと思うんですけれども、ちょっとそんなことを非常に今までも感じていたものですから、ぜひ先ほど塩原議員も言うておりましたけれども、何か手を打つことはないかということで、先ほど課長のほうからは何かハンスプリンクラーと言いましたか、そういうものでもあったらぜひそれはやっていただかないと、ああいうふうに中学生とか高校生を持つ親はちょっと心配していると思いますものですから、ぜひその推進をしていていただきたいなど、こんなふうに思います。

そういうことを手がけはしてもらっているということですので、ぜひこれをやっていただくということと、それからその中で意見が出たんですが、あそこがいい歩道があるわけです。いわゆる車道と歩道の区別があるんですが、時間帯をどうにか考えてもらえないかということも、ちょっとお母さん方からも聞いたんですが、そこに車がとまっていると、子供さんが自転車に来て、そこまではずっと来てそれをよけるためにまた車道へ出て膨らんで、またもとへ戻るというかそういうこともあるもので、時間帯を考えてちょっと車のあれをうまく考えてもらえれば、車道へ膨らまないで出られるんじゃないかというようなことも意見で出されました。ぜひそこら辺も時間帯を考えて、農家の方も大変だと思いますので、そこら辺を考えてできるだけ協力してもらおうようなふうにPRして行っていただきたいというのが、最初の一つの意見であります。

それから、もう一つは、たまたま私もよくあちこち出かけることもあるんですが、雨の夜でしたか、これはいわゆる部活で、特別な部活であるかもしれないけれども、8時過ぎぐらいですか、雨の中を自転車を押して、本当に私、乗せて行ってやらなきゃと、乗用車なもので自転車ごとというわけにはいかないものですから、大変暗い中を歩いているのを見たときに、お母さんやお父さんの気持ちを思うとちょっとこの暗い中をよく一人でという感じだっ

たものですから、まだまだ村の中、明るいところは明るいんですが、場所によってはまだまだなかなか街路灯が少なく、暗い中で突然そういう女性が黒いような服だったので目立たなかったんですが、近くへ来て気づいたようなことで、これは彼女自身も大変だろうし、これは親も心配だろうなという思いがしたものですから、ぜひそういう箇所、何か所かやはり暗いところはまだまだあるので、明かりを少し補強していただければ子供さんの安全対策にもつながるんじゃないかというようなことで、ぜひちょっと注意してそういうところを、村の中を歩いていただいて、例の余り電気を使わなくて済むああいう照明ですか、そういうところをもう少しちょっと多くしてもらえれば、少しでも安心して子供さんがそこを歩いてけるんじゃないかという気がしてなりません。ちよくちよく夜遅くに歩いている、そういう中高生の姿を見ると、非常にちょっと私まで心配になるくらいかわいそうだなと思うときがあるんですが、ぜひそういうところを力を入れて安全対策をやっていっていただきたいということでもあります。

それで、私が同じ方面で感心していることは、毎日AYTですか、あれで小学生の子供さんたちのやつは、ぜひ声をかけてくださいとか、非常にあれを続けて何年もやっているわけです。非常にそういうことで、よく子供さんのことを考えてくれているなと思います。ですから、中高生ぐらいまでは安心して村内の中を通れるような道路をぜひ早くしてもらいたいと、こういうことを1番目にお聞きしたかったんですが、先ほど塩原議員のところでお聞きしておりますけれども、そこら辺で何かありましたら、課長のほうからでもちょっとお話をさせていただければありがたいと思いますが。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員ご質問の通学・通勤路の安全対策についてということでございますけれども、道路への不要水の飛散防止につきましては、先ほど塩原龍三議員のご質問にお答えしましたとおり、不要散水防止用のハンスプリンクラーという器具がございまして、こちらの配布等につきましては、中信平右岸土地改良区、朝日地区の役員会にて検討いただきまして、今後対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

自歩道への車両の駐車につきましては、特に東電道路の歩道で向けられるため、これまでも農家の皆さんには駐車をしないようお願いをしております。中には畑の中に駐車を

していただくようになられた方もおられますので、今後も引き続き農家の皆さんにお願いをしていきたいと思っております。

また、先ほど斉藤議員からお話がありました通学時間帯には特に駐車をしないような形でお願いをしていきたいと思っております。

次に、通学路の街灯でございますけれども、これからは特に日没時間も日増しに早くなりまして、部活等で遅くなる中高生の帰る時間帯は相当暗くなってくると思われまして、村としては、県道を含めた幹線道路につきましては既に街灯整備を行っております。現在、中高生につきましては、通学路の指定はございませんが、防犯や交通安全上、街灯のある幹線道路を通学していただきたいと思っております。また、幹線道路につきましては、球切れなどがないよう職員で定期的に見回りを行うこととしておりますので、お願いしたいと思っております。

なお、幹線道路で唯一街灯が整備されておられません小野沢の県道バイパスでございますけれども、県道ということもありまして、村としては効率のよい方法で街灯が設置できるよう、設置に向けまして、県と協議を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、再質問はありますか。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 今、課長のほうから前進的なご意見を聞きました。ありがとうございました。

その中で、今、小野沢もあったわけですが、私が経験したのは古見のほうで言いますとあれも県道なものですから、県と相談しなければいけません、芦之久保の山の根っこのあたりですか、あれから下古見にかけてのあたりがちょっと暗いという、そういうのを何か所かやっぱり調べてみるとまだまだちょっと暗い部分があって、殊に雨が降ると地面が反射しないものですから、車を運転していてびっくりするぐらいのときがたまにあるんですね。黒や何か、学生服を着たりしていると全く近くに行くまで気づかないことがあって、そういうようなことがありますので、ぜひ県と相談してそこら辺をやっていただければ、親としても多分安心できるんじゃないかと思っておりますので、そんなことで力を入れてやっていただきたいなと思っております。

その他については、先ほど課長のほうからハンスプリンクラーというのが、朝日にはさら

に一步進んだガードじゃなくても、山形さんでは可変で取りつけられるんですけれども、本当に全部やってあるんですね、ほとんどという畑が早目からやってあるということで、朝日の場合、かなり水を飛ばしているところが時期になるとあるものですから、ぜひそこら辺はその関係の方たちにご協力願って、なるべく通学・通勤の方に迷惑にならないようなふうに、時間帯とかそういうこともぜひ考えていただいてやっていっていただきたいと、こういうことを述べまして、私、この1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2番目の質問でございますが、農地銀行で産地の振興をとということで、最近、私が今農業新聞をとっているものですから、その中の、あるいは一般紙でもちょっと拝見したんですが、農地銀行をJAとか各自治体、農業改良普及所、生産組合等の共同で設立したところがあるわけですが、今までの当村の話では比較的六十何歳、70歳ぐらいの高齢の方がよく頑張っておられるので、今のところ余りそういう心配はないというようなことが、前の私の質問の中でもあったわけですが、それでも後継者のいない小規模農家では、今後あと10年もすれば本当にいい畑がやれなくなってくるというようなことが出てくるんじゃないかなということで、そのときに私は思ったわけです、この農業新聞に書かれているんですが、今すぐというわけではありませんが、もういよいよそういうことを一考する時期に来ていると思うわけであります。

また、国の予算要求の中に、政府自民党も農林予算で農地バンクに約1,500億円、これを確保投入する考えであるということを行っているわけであります。貸借料や期間の設定には、余り最初から規制をつけると借りる人も難しいということで当事者同士で、借り手、貸し手で自由に決めるのがいいというような例が、今、県外で何カ所かでこれが設立されてきているわけであります。また、その窓口は、相談したり登録したりするのはJAが担当してやっているということですが、いずれにしましても、先ほども言いましたけれども、行政を含めて多くのこういう団体の中で協力し合って、この銀行を設立してやったらどうかと、そういう中で窓口をJAがやっていくという中で進めていかないと、今後この農地問題、私は少なからず、私の近隣の畑のこともちょこちょこ今までの質問でも出したわけですが、本当に高齢化してきています。それで、そういう中でやれるうちはいいんですが、あと10年もすれば。

中には、新しく農業をやり出した若い方もいるんです。そういう方が優良農地をできれば借りたいんですが、なかなかあかなくて、山の周辺のところまで借りてというような方もいるものですから、そういうことも考えると、今後ぜひこういう農地バンクというんですか、こういうものを設立して、規制の余りかからないような気楽なやり方で利用できるようなふうには、そういうものを設立していったらどうかなということ、たまたま私も、今、そのときの新聞の資料を持ってきているんですが、概算要求で農地バンクに1,500億円というのを農林予算で国もやっているというようなことで、鳥取県だとかあちこちでやっぱり取り上げてきているものですから、ぜひ長野県は全国でもトップのほうの農業県だと思うんですね。こういうことをやっぱり真剣にこれから考えていかないといけないのではないかなということ、私は痛感しましたので、ぜひそういうことで、こういうことに対してどんなふうに行政としてちょっと考えているかをお聞きしたいなということでございます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、斉藤議員ご質問の農地銀行で産地の振興をということでございます。

現在、農地銀行につきましては、農業委員会がその役割を担っておりまして、農地の効率的な利用を進めるため、農地の貸し手と借り手の希望の情報を掌握しまして、公的立場であっせん、調整して農地の流動化を進めております。村の農用地利用集積計画に基づきまして利用権の設定、移転を行っているところでございます。そのほか優良農地の売買につきましても、県の農業開発公社へあっせんをしております、保有合理化事業によりまして担い手農家への集積を行っているところでございます。また、農協におきましては農地の集積円滑化を進める農地保有合理化事業によりまして、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、または借り入れを行いまして、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者に対しまして農地を効率的に利用できるよう調整した上で、農地の売り渡し、または貸し付けを行っているところでございます。

こうした中、昨年村では、地域が抱える農業者の高齢化や遊休農地の増加といった、人と農地の問題を解決するために、人・農地プランを作成いたしました。このプランの中では、今後後継者のいない小規模農家につきましては、経営規模の縮小、または農業経営をやめる方も多くなっております。今後、随時行われるこのプランの見直しでは、さらに農地の出し

手希望者が増加していくものと考えられております。村としましては、こうした出し手の農地が遊休農地にならないように、意欲ある担い手農家や新たな就農者、農業生産法人などにできるだけ農地の流動化が進むよう取り組んでいきたいと考えております。

そこで、まず今後は農地のあっせん、調整事業を行っております農業委員会と農協がそれぞれ持っている農地情報の共有化を図りまして、村のホームページなどで貸し手の農地情報を発信して、積極的に貸し手と借り手の相談に対応していきたいというふうに考えております。

また、農地銀行の広域化をというご質問でございますけれども、先ほど斉藤議員のご質問にもありましたとおり、国の農林水産省の来年度予算の概算要求の中で約1,500億円の要求が行われておりますが、これは各都道府県に、農地の出し手と受け手の中間的受け皿となる、今のところ仮称ではございますけれども、農地中間管理機構というものの設置が検討されているものでございます。具体的な制度設計は、現在国のほうで検討されているようではありますが、出し手となる農家から農地を一時的に借り受けまして、面的にまとまった形に集約して担い手に貸し付ける新たな制度で、いわば長野県を一つにした農地集積銀行が設立されるものでございます。これにつきましては、政府は秋の臨時国会に法案を提出を予定しているとのことでございますので、農地銀行の高齢化につきましては国の動向を見てまいりたいと考えております。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、再質問はありますか。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 今、課長のほうから具体的に述べてもらいましたので、私もこの農地バンクの広域化については、今、課長から聞いたような部分で始めているところもあるものですから、やはり小さいようなところは、その実情に応じたようなやり方をやっていかなければいけないかなということ、課長のほうでも心得てもらっているものですから、ぜひ朝日村に合ったようなやり方でやっていっていただかなければいけないと思いますが、そういう中で、例えばJA鳥取いなばとか、鳥取支店協力でやっているのには青年就農給付金とか、あるいは今でもあると思うんですが、強い農業づくり交付金、鳥獣被害対策のこれもほとんどが14%とか三十何%、あるいは5%という国の予算のアップが来ているわけですので、ぜひそういうものをあれして地域の活性化を、朝日村は農業立村の村でありますので、ぜひそういうところに力を入れてやっていっていただければと思います。先ほどもどなたか言われ

たんですが、鳥獣被害対策なんかもその中に含まれておりますので、カラスの問題だとかそういうこともあると思いますが、ぜひ力を入れてやっていただきたいなと思います。

今、課長のほうからそういう形で、人・農地プランとか規模拡大に対する造成、そういうようなことも努力してやっていくというようなことでいますので、ぜひそんな点でよろしくお願ひしたいと思います。

私の言いたいのはそんなところですので、この質問も今後の空き農地のことが心配なものですから、ぜひそういうところに力を、朝日村は農業立村の村ですから、ぜひ力を入れてやっていただきたい、こういうことを述べまして、この質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 3番目の質問ですが、私、自分の置かれている立場から政治的な問題も一つやらなければいけないということで、消費税、T P P、道州制、原発についてということで、村長のほうへお伺ひしたいわけですが、少しでも私からすれば前進的なご意見をいただければ、それが非常に満足だと思うわけですが、ちょっと述べさせていただきますと、安倍首相は表面上、慎重にこの問題は、例えば消費税は進めなければいけないと言っていますが、政府部内や首相自身の海外での言動から、また、いずれの検討委員会や審査会でも4つの問題を推し進める方向であるのは否めないわけです。

しかし、この4問題は、国民の意思とは大分実際はかけ離れているのではないかなど。デフレ脱却をずっと前からうたっているわけですが、消費者物価の高騰、特に私たちにとっては燃料代と収入が相変わらず、最近になってちょっとふえたという一部企業のところもあるんですが、余りふえたという実感がない、今も多くの人の生活を苦しめているのが実態であるわけです。

また、T P Pは食糧問題のわずかの点ばかりを交渉しているようですが、なかなか日本の部会が落ちどころを決められないでいる。ほとんどの業界に関税撤廃は大きな悪影響を及ぼしていくということを感じているわけでありまして。また、最近私たち議会もちよくちよくいろいろな講演会を聞きに行くんですが、そういう中で非常に道州制の問題も多く聞かれます。また、これは多くの団体の反対が結構多いのを私も知っておりますけれども、本当にその内

容を見ますと、何ブロックに分けるのかとか、裏では導入に向けて着々と政府のほうは段取りを進めているわけですが、これを実施すると多くの中山間地は、ある本を読んだんですが、やっぱり衰退に向かうのではないかと、多くの学者も指摘しているわけであります。

さらに、いまだ東北の大震災が解決していないのに原発の再稼働と海外への原発技術と原発の輸出など、福島の高濃度放射能汚染水の処理ができていない今、到底許すことができない無法なものであると、私は感じているわけであります。

そこで、村長にこの4つの問題点にきちんと反対していただくよう前向きな考え方を、最初に言いましたが、期待してご意見をお聞きしたいわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の3番目の質問、消費税、TPP、道州制、原発について。

極めて大きな4項目の問題でございます。このことにつきましては、我が国の今後に大きな影響が懸念されるところでございます。これらにつきましては、国民が選びました衆参国会議員を初め各種の皆さんが、それぞれの立場で議論がされているところでございます。私ども小さな自治体は、大きな課題につきまして個々ばらばら、いわゆる自治体ごとの個々ばらばらであっては力になりませんので、従来から町村会の組織で対応を図っているところでございます。

そこで、議員ご質問のうち、道州制及びTPP協定交渉につきまして、私ども地方自治体で構成します県内の地方6団体、県内の地方6団体といいますと県知事、県議会、市町会、市議会、町村会、町村議会であります。本年5月に統一要望を国へ提出してございます。この国とは、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省等でございます。

この内容につきまして、まず道州制につきましては、地方自治の根幹にかかわります問題であり、国民的議論が必要でありますことから、道州制の導入につきましては拙速な公正化を行わないこと、また、地方分権改革の実現のためには、まずは現行の都道府県制におきまます国と地方の役割分担や税、財政制度の見直しを行い、国から地方への権限や財源の移譲を進めるよう求めているところでございます。

なお、このことに関しましては、県が本年4月に、道州制に対しての長野県の特性を踏ま

えた対応や国への提言を行うために、研究組織を設置しておりまして検討されているところでございます。

次に、T P P交渉への対応につきましては、T P P協定につきまして十分な国民的議論が行われるよう、地方の経済活動や国民生活に与える影響等につきまして十分な情報提供と明確な説明を行うこと、その上で協定への参加の可否につきまして地方の意見を十分に聞き、国民的合意を得ることなく参加をしないこと、また、地方の基幹産業であります農業につきましては、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生、強化に向け、国の責任において具体的、かつ体系的な対策を明らかにし、これを講ずることとの要望を提出しているところでございます。

私は、T P P交渉参加につきまして、政府与党が米麦、米や麦など、重要品目の例外確保などを柱とした交渉に入るとのことに期待をしておりますが、具体的な交渉内容が公表されていない現状におきまして、年内妥結を目指すとした報道がされておりますことに不安を覚えるものでございます。今後は、機会あるごとに町村会で議論をしてまいりたいと予定でございます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから非常に前向きな物の考え方、また組織の中での方向というようなことを出していただきまして、私、非常に安心をいたしました。実際、先ほど塩原議員さんも言ったけれども、オリンピックのようなことがあって、最後の原発についても、これも先ほど村長のほうからも言っているんですが、当然オリンピックも喜ばなくてはいけないことですが、あわせて本当にこの福島原発、今でも毎日とても心配なことが起こっているわけでございます。世界とも公約したものですから、ぜひともこれは、朝日村なんかも、非常に今まで東北の震災には協力してもらっているわけですが、ぜひこれもあわせて、お互いが国外からも納得のいかれるような方向に、ぜひ地方のほうからも声を上げていただいて、この日本がいい方向に行くようお願いしたいと。

きょうは、村長のほうから本当に前向きなちょっと姿勢で、いろいろと今出していただきまして、非常にありがたく思っております。ぜひとも地域の立場を考えて、さらに一層努力していただきたい、こういうことをお願い申し上げまして、この3番目の質問を終わ

らせていただきます。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 4番目の山の重要性についてということで、ちょっとこれを読ませていただきますが、つい最近ですが、議員有志と大町文化会館におきまして、長野県の山を考えるシンポジウム、こういうものに参加してまいったわけでございます。その中で、県としてもぜひとも、これはいろいろ賛成、反対あるかもしれませんが、「山の日」を県内にも国にも先駆けて制定したいということが出てまいりました。「海の日」ができていのに「山の日」がないのは片手落ちではないかというような意見もあったわけでありまして。私も、朝日村も当然こういう森林が多い村でございまして、長野県自身も森林が多い観光県として、よいのではないかなと感じました。今、県では超党派の議員連盟があるそうですし、実際に多くの超党派の県議の皆さんがこの会にも参加しておりまして、非常に有意義な会であったなというふうに感じております。

さて、当村もこれらの大事業を控え、木材の有効活用は当村にとってもとても有意義なことだと思っておりますし、今後の村の活性化の一助になると思っております。このほかにも、学校登山の拡充や県内外の方々や企業参加による森林整備と環境保全活動の推進、あるいは源流のいわゆる上流と下流域の人たちとの交流とその保全活動、山の恵みを楽しむ、これからはジビエとかいろいろありますが、そういう取り組みなどをぜひ、山ははかり知れない私は魅力を持っているのではないかなと、こういうふうにして思っております。今回の会場には阿部県知事、あるいは信大の教授、ニュースキャスター、あるいは全国の山岳ガイドの会長さんなどがここに来られまして、山についての多くの期待を聞きました。知事は「山の日」の制定を熱く語りました。そのような点から村長さんのほうから、朝日の山の今後についてどのように考えているのかお聞きしたい、こういうこととさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 齊藤議員の4問目の質問の山の重要性について。

私が朝日の山の今後についての考えはということでございます。私は、従来から機会ある

ごとに申し上げておりますが、当村の87%を占めます山林は、大きな村の財産でございます、しかも昭和40年代の高度経済成長以前は、林業が村の財政を担っておりまして村民生活に密着していた時代でございます。その後、昭和39年の木材の関税なき自由化、これは今のTPPと同じでございますが、これによりまして外国材の大量輸入が始まりまして、国内の木材産業は衰退の一途をたどり、林業、森林離れが現状となっているところでございます。しかしながら、現在は地球温暖化対策、災害の少ない国土の保全、水源の涵養機能、森林のもたらす人への癒やし、休養林、山岳観光等、また、四季を通じまして山の恵みなど、古来から人々と山とは深い結びつきになっているところでございます。

そこで、ご案内のとおり、先人、先輩の皆さんが戦後植栽をされました山林は、現在用材としての適齢期を迎えておりますので、村民のため、村のために有効利用を図るものでございます。

以上、山林についての重要性について申し上げましたが、一方、ただいま議員も発言がありましたけれども、山林について国民の意識の高揚を図るため、「山の日」の制定についてでございます。

先ほども申し上げておりますが、県内の地方6団体名義で、本年5月に「山の日」制定につきまして関係省庁に要望書を提出してございます。この内容につきましては、豊かな自然環境の保全、山岳観光、健全な森林等の山のもたらすさまざまな恩恵を将来にわたり享受できるよう、国民の共通財産として山に対する国民の関心を高め、保全しながら利用していくことへの意識の向上を促すために全国統一の「山の日」を制定し、将来の祝日化を検討されたいとしております。いずれにいたしましても、国は、先ほど議員からもお話しになりましたが、議員連盟で取り組んでおりますし、また、県でも積極的な動きとなっておりますので、斉藤議員にもご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 斉藤議員、再質問はありますか。

斉藤議員。

〔8番 斉藤勝則君登壇〕

○8番（斉藤勝則君） 再質問というところまでちょっといかないかもしれませんが、たまたま私が会合に行ったときに、この「山の日」の制定を契機として取り組みの例というようなことで、その内容が幾つが書かれているんですが、やっぱり今村長も言われたわけですが、いわゆる山の恵み、あるいは山を利用した登山やトレッキング、それから山菜とかキノコ、

ジビエ、薬草などの山の恵み、それから都市部の、あるいは県外の方々と企業による協力で、朝日の場合、今スキー場のところも現在やってもらっているんですが、ああいう取り組みをぜひこれからも、ほかの地域との交流で保全活動を推進して行っていただきたい、こんなような話と、それから県下一斉の環境美化活動、あるいは山にかかわるすぐれた人材の表彰とか、こういうようなことで意識的にも力を入れて行ってほしいと思いますし、緑の少年団というのも朝日の中にありますが、そういうようなところにもぜひ支援をしていただいて、朝日村の自然環境を本当にすばらしいものにして行っていただきたいと。またボランティア、これも現在村としても力を入れてやっていますが、ボランティアによる森林整備や環境保全、こういうことも今後とも、鉢盛山もそうですが、進めて行っていただきたい、このようなことがやはり県としても「山の日」（仮称）の制定を予想しましていろいろと提案されているわけですが、これを見ていると本当に私、地域の財産を生かすことで、特に観光県なものですから、こういうところを有効利用していただく、また、朝日村はそんな中でもインフラでスキー場とかそういうものがありまして、ああいうところの有効利用、そんなようなことも、今後ぜひ力を入れてやって行っていただいて、朝日の活性化、殊に山は朝日の財産ですので、そういうことを考えた中で村の活性化を進めて行っていただきたい、こういうことを述べまして、いずれも村長のいい意見を聞きましたので、この質問はこれで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員の4問目の質問は終わりました。

5問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 本当に長いこと申しわけないですが、5番目としまして、福祉の充実をということで、今、生活保護者、高齢者、あるいは各種の障害者への国の対応が、以前から私もいろいろニュースとか新聞でも見ているわけですが、やはり団塊の世代とかいろいろな方も多くなってきているわけですが、予算が膨らむということで対応がどんどん希薄に逆になってきている、こういうことを感じざるを得ません。先進国の中で、決して日本のこういう福祉の面については高いほうではない、こういうものは資料の中でもいろいろと見ておりましたけれども、今までも。そういうようなことで、ぜひそういう面で力を入れて行ってもらいたい。最近では、私どもがちょっと難しいことを書いてあるんですが、生活

弱者に対しては新自由主義というんですか、みたいな形がはびこっていて、できるだけ自分のことは自分で責任をとれというような方向に向かっている気がしてなりません、国のその施策ですね。

また、一方では公共事業は相当の予算をつけて今でもやっています。これからもやっていくんじゃないかと思いますが、例えば公共のインフラ整備とかそういうようなこともあるものですから、そういうところには大きな金がかかるんですが、なかなかこれから人数がふえてくる福祉の関係には手薄にどンドンなってきたんじゃないかと。国としてはなるべく大きく占める福祉の予算を減らしたいという考えはよくわかるんですけども、私はむしろそういうところに、インフラの整備も大事ですが、そういうところにも力を入れていただいて、そういうところに福祉とか仕事が今ない方とかそういう人たちに、そういうところに仕事が、雇用がつくれるような方向をぜひ生み出していただきたいと思います、こんなふうに思うわけです。

一方、朝日村としては、非常に福祉については今までも協力的にやってもらっているわけですが、そういう中でもやはり国の方向に逆らうわけにはいかないものですから、いろいろ今まで多くの団体、高齢者の団体だとか、あるいは障害者の団体、精神の団体とかいろいろあるわけですけども、どうもそういう点で、健康村を今、朝日村は一面に進めているわけでございますけれども、あるいは福祉の行き届いた村づくり、こういうことも言っているわけでありますので、ぜひ今こういう団体、非常に少ない予算の中で頑張っているというのが多いわけでございます。そういう意味で福祉の行き届いた村として、ぜひ力を入れて今まで以上によろしくお願ひしたいということを、私も福祉関係の立場に立っておりますので、ぜひ今後ともそういう立場の弱い人たちに大きな支援をお願ひしたいと思っておりますので、そこら辺について、担当の課長なり村長からお話をお聞きできたらありがたいと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條幸代君登壇〕

○住民福祉課長（上條幸代君） 齊藤議員の福祉の充実ということでございますけれども、要約いたしますと、村の福祉団体、今以上に経済的、精神的支援をということだと思います。

議員がおっしゃる福祉団体ということですので、議員がかかわっておいでになる身体障害者福祉協会とか知的障害者育成会や精神障害者家族会などの障害者の団体のことを指すのか

というふうに思います。

経済的支援につきましては、身体障害者福祉協会と知的障害者育成会には、それぞれ年10万円の補助を交付しております。精神障害者家族会へは補助金の交付はございません。当地区の状況を調べましたところ、この金額は東筑摩郡の5村の中では一番高額であるということがわかりました。

また、精神的な支援と申しますと、具体的にどのようなことかということとはちょっとわかりませんが、障害者の施策はここ10年くらいで大きく変わってきております。措置から契約へ移行し、サービスの種類もふえ、選択の幅も広がり、相談支援体制も充実してまいりました。村では障害者の担当者や保健師、保育士、教育委員会、学校など、それぞれの立場で相談に応じており、必要な場合はこれらの人たちが集まって集団的に支援をするという体制をとっております。

また、松本地域の市・村が共同して相談支援センターを3カ所に設置しております。議員おっしゃるように、各団体は会員が減少し、活動が縮小してきているということは感じておりますし、会員拡大に努力されているということは承知しておりますが、障害者を取り巻く環境が変わってきたということは、おのずと会の活動も以前とは変わってくるものと思っております。

地方自治は福祉が本旨だということでございますけれども、ここで言う福祉というのは、弱い立場の方を助けるという狭い意味の福祉ではなく、全ての住民が幸せに暮らせるようにするというふうに解釈しております。そのためには、住民の皆さん全員が少しずつ我慢し合わなければなりませんし、行政は公平でなければならないと思っております。

以上です。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、再質問はありますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも公平でなければいけない、それもやっぱりそういう考えであると思えますし、確かにそういうことも大事だと思います。ですから、この中でうたわれている地方自治の本旨というのは、福祉というのは、そういう全体のことだと当然思いますが、その中でも私たちは、私も関係している中で、本当に誰も好きで障害者になっているわけではないですし、あるいは高齢者の人たちも今団体がなくなったり、あるいは昔ありました婦人部とかいうようなものもなくなっているのも、やっぱりいろいろ

ろの運営が負担を感じて、ちょっとどんどん控え目になってきているというような感じを受けてなりませんものですから、福祉を第一義としているということは、やっぱり村の一つのテーマとして進めているものですから、ぜひここにも書いてあるんですが、今までも10万円とか、中にはそういうような支援もいただいている方がいるわけですが、本当に年間かなりのいろいろな研修をしたり……。

○議長（上條俊策君） 齊藤議員、すみません、時間になりましたので。

○8番（齊藤勝則君） そんなことで、ぜひ力を入れてやっていってほしいことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。私の質問、これで全部終わりますので、ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで齊藤勝則君の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（上條俊策君） 次に、9番、高橋廣美君。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 9番、高橋廣美です。

私は、2点質問をさせていただきます。

先ほど、武田議員、林議員が1問目の保育園の跡地利用ということについて質問をされ、村当局より考え方をお聞きしたわけです。若干ですが、私なりの跡地利用ということで提案といたしますか、申し述べたいと思います。

古見のあおぞら保育園、この辺は先ほど武田議員も申ししておりましたが、既に防災の拠点として生かしておるということでもあります。今後は、そういった機能といたしますか、機能は当然必要とするわけですから残していただきながら、これは朝日村の公共施設でありますので、村民全体の利益という部分も考えれば、広い園舎でありますから、新しい産業の創出、例えば芸術家のギャラリーとかクラフトマンの展示、販売所というような村の特徴を生かした、そういう跡地利用といたしますか、施設利用という考え方をお願いできるのではないかと、こんなふうに思います。

また、特に過去の苦い経験もあるわけですが、民間に売却はしないと、そして地域住民の

声を十分聞いて後の施設の利用を考えると、こういったところを再度、先ほどと重複する部分はあろうかと思いますが、村長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の保育園の跡利用でございます。

3人目の質問でございますから、まさに関心事ということだけは十分承知をいたしております。そこで、先ほど来から申し上げておりますが、跡利用につきましては、やはり今議論するのは時期尚早というように捉えております。そこで、いましばらく新保育園の進捗状況によりまして、しかるべきときにご相談をかけてまいりたいというように思っております。

その中で、先ほども申し上げておりますが、保育園用地、建物は村の所有でございますが、場所の設定につきましては、それぞれの地区の先立った皆様方から選定をしていただき、用地交渉にも協力をいただいている、そして今の場所になっているというように聞いておりますので、その辺を含めながら、今後広く意見を聞いてまいりたいというように思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、今、高橋議員から具体的にいろいろ利用方法があるよとお聞きしましたが、そういうことも含めながらいろいろな角度から議論をできればというように思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

○9番（高橋廣美君） 1問目は以上で。

○議長（上條俊策君） 高橋廣美議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 2問目の質問をさせていただきます。

村の活性化に向けた住民協働の推進のための補助制度についてという点について、お聞きをしたいと思います。

村長は、以前から村の活性化には民の力が必要であるというお考えをお持ちと認識しております。民間の提案には新しい感覚で発想の転換が図られ、ある意味、質の高いきめ細かい事業ができるのではないかというふうに考えます。そこで、お考えをお聞かせいただきたい

いと思います。

既に、各種団体には活動内容により補助を行っていると思いますが、新たに、村の活性化に寄与する団体に補助金を交付するというお考えはございませんか。お願いします。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 高橋議員の2問目の質問の村の活性化に向けた住民協働を推進するために補助制度についてということでございます。

この議員ご質問の村の活性化に寄与する新規の団体に補助金をとということでございますが、まず、現在村内の民間団体の中で、補助金がなくて活動されております団体が幾つかございます。この皆さんは、種々工夫をされまして取り組んでおりまして、そしてこの皆さんは村を愛する気持ち、村を活性化する気持ち、この心意気が伝わってきております。

そこで、議員の今の質問でございますけれども、内容的には抽象的でございますので、はいはいという表現は非常に難しいわけでありまして、まずは新規に立ち上げられます活動者が本気かどうかと存じております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 村長が言われるように、1問目、非常に抽象的であるというふうに、私も若干思うわけでございます。

2問目として、もう少しちょっと踏み込んで質問させていただきたいと、こんなふうに思います。

最近、他市町村でも例があるように、これもある意味抽象的かもしれませんが、申請者があった場合、その事業に対して役場職員等が中心になって、いわゆる選定委員会というようなものを設けて、そして審査をし、合格点以上、そういった団体に補助金を与えると。さしずめ県の元気印支援金の朝日村版というような、そういった観点からいかがかなというふうに思うんですが、お願いします。

○議長（上條俊策君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま高橋議員のほう新しい観点での提案をされました。これにつきましては、議論をしてみたい、検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） 先ほどから道州制の問題も若干出ておりますが、国の方針によりどう動くかわからないというような部分で、非常に危機感も考えるわけですが、二、三十万人の基礎自治体、その隅に追いやられるというそういう地域性もあるわけでありまして。国によりどのような方向転換がなされようが、きめ細かな行政を推進するために各種団体の育成が必要ではないかと、こんなふうを考えて質問させていただいたわけでありまして。

補助制度の充実によって、どうか住民協働がスムーズに進み、村の活性化ができるようにということをお願いして、私の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで高橋廣美君の一般質問は終わりました。

◇ 塩原正由君

○議長（上條俊策君） 次に、10番、塩原正由君。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 10番、塩原正由です。

今回は、3問の質問を村当局にお願いしたいと思っております。

まず、最初の1問目ですが、これは、私はそれなりの理解をしているわけですが、今回決算議会ということもありまして、少し数字を出してやりたいと。村民の中には、案外財政がどうなっているかということも割合知らない方も結構多いものですから、この機会にちょっと村長の意見を聞きたいと、こんなように思っております。

最初に、財政健全化に伴う公共事業がこれからあるわけですが、それについて少し触れたいと思います。

村長就任以来、財政の健全化と安定化を重要課題として取り組まれた結果、24年度一般会計決算では、歳入28億7,644万円、歳出においては27億5,871万円となり、翌年度への繰越金を引いた実質収支は1億898万円の黒字となりました。また、借金による財政負担の割合を示す実質公債費比率は10.4%と改善され、前年度に比べて2.6ポイントの改善となりました。運営の重要ポイントとされている経常収支比率は、昨年度75.2%から3ポイントの改善をされて72.2%という、いい数字になってきたわけであります。

それから就任以来、借金の合計については全会計で約90億円ぐらいの借金があったわけですが、24年度の決算では60億円となり、約30億円の借金を返してきたと。積立金におきましては約9億円であったものが、24年度決算では26億円となり、このような数字を見ても大きく財政が改善されたわけであります。

そこで、先ほど申し上げたとおり、25年度からは大型公共事業が計画されており、まず保育所の統合による保育園舎の建設、一番大きいのは役場庁舎の建設、それからかたくりの里の増改築の計画が進められており、そのほかに緑の体験館、あるいはキャンプ場のコテージの建てかえをやるということになっております。それから、土地開発公社でございますが、上組地区のほうに宅地の造成等を始めると、いろいろ大きな事業が軒並みに重なっているわけであります。それで、このような事業を一気にやるという形にはなってくるんですが、村民の中には、私の同僚なんかも、これだけ一気に大きな公共事業をやるについて村の財政は大丈夫かという声が結構あるものですから、先ほど申し上げたとおり、私は一応議会議員としてある程度それは、この数字についてはわかっているわけですが、そんなことを踏まえまして、村長に住民にその辺をよく説明をしていただきたいと、このようなことで1問目は終わりますが。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員の財政健全化に伴う大型公共事業、これに対する、まずは保育所統合による新築、役場庁舎の建設、かたくりの里の増改築、緑の体験館のコテージの新築及び上組地区のこれは向陽台という、今後表現させてもらいますが、宅地造成事業等、大型事業の実施に当たり、財政のご心配でございます。

財政の健全化、安定化につきましては、今、塩原議員も申されましたように、私は就任以来、朝日村が朝日村として持続していくために、また、村民の皆様が安心して暮らせるため

の村づくりに、これは重要な課題として取り組み、具現化してきているところでございます。このことは、機会あるごとに村の財政につきまして、議会を初め出前村政等、村民の皆様に申し上げてきているところでございます。

今定例会冒頭の提案説明でも申し上げておりますが、貯金に当たります積立金につきまして26億円となりましたので、この財政運営でございますが、このうち村政を運営していく上で一定の積立金を留保し、それ以上の積立金につきましては、それぞれ大型事業の財源となるものでございます。

ただいま申し上げました一定金額の留保ということでございますが、これにつきましては、いわゆる財政調整基金、一般家庭では当座預金といいますか、普通預金といいますか、これにつきましては基準財政需要額、またこれも専門用語でございますが、これは国が示しておりますそれぞれの自治体の規模、内容等につきまして、本来はどのくらい必要なのかということであります。私が就任時は20億円でありましたが、現在いろいろ条件が小さくなってきてまして18億円になっている関係で、私としましては基準財政需要額の50%、約2分の1は、これはふだん持っていないといけない、いわゆる財政調整基金として持っていたいものでありまして、これに対しましては9億円となるものでございます。

また、幾つかの大型事業が計画されておりますことから、平成25年度から34年度までの向こう10年間の財政計画を策定しまして取り組んでいるところでございます。ちなみに、今定例会で保育所用地取得費を計上してございますので、先日の設計のプロポーザルを受けまして、この事業費の概要が見えてきております。この総額では、約4億5,000万円から5億円と私は見ておりますが、そのうちこの補助金等で約2分の1、50%ぐらいが予定をされておまして、財政計画の上では順調に進んでいるところでございます。

そのほか、緑の体験館のコテージにつきましては、これにつきましては木造公共施設等整備事業という制度がございまして、木造建築部分の50%、2分の1が補助をされまして、残りの50%につきましては、辺地対策債を借りますと80%が交付税措置をされる計画でございまして、自己負担としましては無理が生じないものでございます。

また、上組地区の向陽台、宅地造成につきましては、道路及び上下水道の工事を辺地債で借り入れまして、先ほど申し上げました事業実施をすることから、これが借入金の80%が交付税措置をされるものでございます。これによりまして、ご案内のとおり、村財政運営に無理をすることなく計画的に取り組めるものでございます。

いずれにいたしましても、これら大型公共事業につきましては、健全財政の中で運営でき

るものでございまして、村民の皆様には安心してご協力をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○10番（塩原正由君） 議長。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問をお願いします。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 村長がきめ細かく説明をして、ある程度わかったと思いますが、財政が大幅に改善されたことは理事者、村長を初め職員の皆様方の知恵と努力によるものと思っております。また、村民においてもそれをある程度理解して、方針等について理解を重ねた結果が、現在、24年度の決算ではこういういい数字が出たと、こういうふうに私は思っております。

そこで、先ほど補助制度とかそういういろいろ、前から村長も言っていますが、物をやるには、そういった補助を入れて物をやらないと、こんな小さな村ではいけないということをかねがね言われていますので、その点についてはよく理解をしているわけですが、人口減少の時代に入ってきているわけですが、そうすると国の交付税等においても、ある程度先を見ると減額されてくるんじゃないかというような予測が非常にするわけであります。

それと、もう一つは、国の補助事業で活用する、先ほども申し上げたが、事業をやらなければ、これは朝日村のような小さな自治体ではとても無理なことで、これをやるについてはよくわかりますが、将来的な維持管理については当然この村の自治体が、要するに将来的にやっていくと、払っていく、しょっていくという言い方はおかしいんですが、そんなことについているので、その辺の心配もちょっとしている方もいますので、私が代弁といいますか、そういうことでその点について、先ほど村長は大丈夫だと申し上げていますが、もう一度こうだということをお願いしたいと、このように思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のご心配のとおり、まさに人口減少時代を迎えてしまいました。そういう中にありまして一番大事なことは、人口増という言葉は使いませんので、私はいつも人口確保対策という表現をしておりますが、いかに魅力のある村をつくるか、そして住んでいる人が福祉の充実した、いかにすばらしい村であるか、満足できる村であるか、先ほども申し上げました夏のイベント等を含めると、村民の皆さんはそういうよさを十分理

解していただけるならば、自分の村のよさを誇りを持って生きることができます。不満たらたらでいったら、これは決して村づくりにはなりません、よさを認識していただいて、うちの村はこうだよ、それはよそにないことだよ、こういう施策を幾つも打ち出しておりますので、そういうことを理解していただきながら誇りを持っていただくことが、人口確保対策の大きな原点になるわけでありますが、その中におきまして大事なことは、いよいよ人口が減少していく時代には、私の政治姿勢は今定例会の冒頭でも申し上げておりますが、ツケを、借金を次代にいかに少なくして引き継ぐかということであります。これ一例を言いますと、村の下水道事業で当時約90億円の投資をしてあります。これは下水道事業でありますから、償還が30年間ということになっておりまして、そして、しかも私は幾つか金利の高いものの繰上償還をさせていただきましたが、金利が2%台以下は国が繰上償還を認めていないのが実態であります。でありますので、私としましては、極力余分なことをしない、そういうものをそれも極力少なくして次の時代に、いわゆる借金、ツケを次代には少額にして引き継ぐ、これが大事なことだというふうに思っています。

また、今現在、大型事業を幾つも計画しておりますが、これも人口が減って予算が小さくなるのでできなくなってしまいます。やりたくてもできない、そうすると私としては、今この財政を健全化しましたし、積立金も十分余裕を持ってできましたので、この時期に大型事業をしないと次の時代ではできない、そういうことを私は肝に銘じ、これは私の責務として捉えて取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

○10番（塩原正由君） ただいまの村長の力強い答弁をいただいて、私を初めとして村民の方も安心したとは思いますが、そこで、なぜこういうことを言うかということ、過去にバブル期とか高度成長時代に国にお金がだぶつくといいますが、余っていてどんどん地方に回して、それを利用していろいろなものをつくってきて、朝日村としても借金を過去の話ではしてきたこともあるものですから、そういうことのないように、財政を安定して26億円というお金を残したものですから大丈夫だとは思いますが、ぜひそのようなことを肝に銘じて村の財政の健全化に当たっていただきたいと思います、こういうことをお願い申し上げまして、この質問は以上で終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 2問目は、これも村長の提案説明の中で、6月議会のときに出た問題がどうなっているかなと思ひまして、自然エネルギーの活用と対策ということで、6月議会に村長が提案した中で、自然エネルギーの活用として小水力等農村地域資源利活用促進事業という事業だと思うんですが、その一環として大石原のほうから流れてくる川ですが、その川が針尾を通過して本郷の境から鎖川にほっている。たしか私も、この前もこの問題やりましたので十分わかっているんですが、もう一つは、西洗馬の内山沢から流れる水だと思うんですが、それから来て中組集落、下洗馬、原新田を通過してホクエツの工場が今あるんですが、あのぐらいをほっているところがある、それを村長が指摘をして、それを何とか小水力計画の場合の条件や調査委託を計画しているということを、6月議会に村長の提案説明でありましたので、そのときは聞けなかったものですから、今現在それがどのように進捗が進んでいるかと、こういうことをお伺いしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の自然エネルギーの活用と対策についてということでございますけれども、今回、村で計画しております小水力等農村地域資源利活用促進事業につきましては、ダムや用水路などに包蔵する水力エネルギーを利用して発電を行い、電気エネルギーとして有効に活用することにより、農業関連施設・公共施設の電力費の軽減、維持管理費の節減と再生可能エネルギーの利用促進を図るものでございます。

当村では、今年度国の採択により1カ所300万円の定額補助をいただきまして、本郷地籍にあります針尾水路の鎖川放流箇所、もう一つがホクエツ工場西側にあります西洗馬水路の鎖川放流箇所の2カ所につきまして、小水力発電の導入が可能かどうかの調査を行うものでございます。小水力発電計画を行うための諸条件といたしましては、用水の水利権があるか、年間を通じて通水があるか、建設場所として資材の搬入が可能かどうか、周辺50メートル以内に送電のための電柱があるか、水車を回すため短い距離で大きな落差があるかどうか、維持管理が容易な場所かなどがございまして、今回調査委託を行う2カ所につきましても、これらの項目により事前に調査を行いまして、村内の水路の中から適当な場所として選定をし

ております。

また、調査委託の進捗状況でございますけれども、5月27日に国に対して事業実施の採択申請を行ってございます。7月5日に国の採択をいただきまして、その後は補助金の手続を行ってございます。7月17日に補助金の内示をいただき、8月5日に補助金の交付申請、8月7日に補助金の交付決定をいただいております。

現在につきましては、調査委託の発注の準備を進めている段階でございます。年度内に調査を完了する予定でございます。調査の完了後は、調査結果に基づきまして、実際に小水力発電が可能なかどうか、採算が合うかどうか、そういった総合的な判断を行いまして、実際に小水力発電所を建設するかどうか決定していく予定でございます。

○議長（上條俊策君） 塩原議員、再質問はありますか。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 今、答弁で結構いい話を聞いたわけですが、東日本大震災のあの原発事故によって、国内で唯一稼働中の福井県の大飯原発が9月16日で定期点検のため停止したということで、日本の原発は今ゼロと。一応見通しとしては検査ですが、いろいろ事故の原因等が起これば年明けぐらいまでかかるというようなことを新聞記事にも書いてありましたが、そんなことを考えますと、各電力会社は今原発を使えませんので、かなり前からですけども、要するに燃料を使った火力発電を各電力会社がやっています、それがある程度コスト高になっているものですから、当然電気料というものが値上げをしなければ各電力会社はやっていけないと、こんなようなこともあります。

そんなことの観点から、やはりあそこの西洗馬の貯水池といいますか、畑総のあれにも太陽光をかけるというような話も、県では補助で川上村と朝日村はこっちに来るように働きかけてもらって、それをやるということで、それは農業の人たちの水を散水するときの電気料に充てるということで、非常に農家の方もコスト的にもいいかなと、そんなことを思いまして、それで私はこの問題を聞いたわけですが、この小水力にしましても、例えば村で負担する、結構先ほどもその話が出ていますが、街灯等の電気も結構年間にすればかなりの電気が、いろいろ改善してなるべく電気がかからないということをとってはいますが、そんなようなものにも充てていけばいいということで、私はあえてこの問題はどうなっているかということ聞いたわけですが、先ほどの答弁におきまして、前向きな状態に今現在なっているということですので、そんなことを踏まえまして、ぜひとも自然エネルギーを大いに活用して、県としても今、もう前からですが、一自治体一事業というようなことを言いまして水力とか

太陽光を進めているわけですので、ぜひともそんな観点から今後進めていっていただきたいと、こういうことをお願いしまして、この問題は終わります。

○議長（上條俊策君） 塩原議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） 3問目につきましては、これも6月議会で私が松くい虫の現状ということで質問したわけですが、その後県のほうの林業総合センターのほうで調査をしているということでしたので、あえてもう一度この問題をやるわけですが、一応書きましたので読みますと、松くい虫被害対策では、一旦被害が発生すると被害が急速に拡大し続けるため、早目の対策が必要となり、長期的な対策をとることによるため、少しでも早く発見し対応することが大事だということで、先ほども申したとおり、6月の定例議会の私の一般質問でこの問題について取り上げたわけですが、6本の枯れた松が発見されたという答弁をいただいて、その2本については雪折れだという話を聞きました。その後の4本については、先ほど申し上げましたが、県林業総合センターが調査中という説明を受けたので、その後その結果がどうなったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（上條俊策君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條晴彦君登壇〕

○産業振興課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の松くい虫被害調査の結果ということでございます。

ことしの春に確認しました枯れたアカマツ6本につきましては、北村と横出ヶ崎の裏山の2本については雪折れによるものでございました。お薬師とお五社神社の裏山の4本につきましては、松くい虫の危険性があるということで、検体を採取しまして県の林業センターにおいて検査を行っておりましたが、病原体であるマツノザイセンチュウは検出されませんでした。なお、枯れたアカマツにつきましては、松くい虫を運ぶマツノマダラカミキリの産卵場所になるため、安全性を考慮しまして地権者の同意のもと全て伐倒処理を行っております。

また、今年9月でございますけれども、隣接する塩尻市の定例議会で、洗馬上小曾部の山林にて5月に松くい虫被害があったことが報告されました。場所は沓沢湖の西側で、被害地域から拡大してきたわけではなく、何らかのルートで被害木が持ち込まれ点的に発生した

と見られ、被害に遭ったアカマツ2本と心配される周囲の11本の伐採と薬剤処理をしたよう
でございます。塩尻市では、早期に処理をしたことで被害の拡大を防いだとしておりますが、
朝日村と塩尻市の境から約1.3キロということで、非常に近い場所で被害が発生してしま
いますので、今後はそちらの状況も注視していきたいと思っております。

○議長（上條俊策君） 塩原議員。

〔10番 塩原正由君登壇〕

○10番（塩原正由君） ただいまの答弁で、今のところ朝日村には発生していないとい
うことで大変よかったかなと、こういうふうに思います。

ただ今後、今までは高い標高、要するに800メートル以上くらいのところは比較的出ない
という県の指導もありましてやってきたわけですが、朝日村もだからそれ以上のところが結
構多いものですから、安心はできないわけですが、山を、松が枯れてからではちょっと遅い
が、ただこれ大変な仕事でして、大変かもしれないが、もし発生して、この前もこの問題を
やりましたので頭に入っていますが、あっちの四賀村とか豊科とか筑北とか、あちは非常
にえらい、マツタケの産地なんかももう全滅になるんじゃないかというような話もあるもの
ですから、多分、余談になりますが、そういうことになると、変な話して申しわけないが、
朝日村がマツタケの産地にもなるようにも私は思っているんですね。そうすると大事に、
松くい虫がならないように、今後も油断をしないようにして大変な仕事だと思いますが、取
り組んでいただきたいと、こういうことでお願い申し上げまして、以上、私の質問は全て終
わりといたします。どうもありがとうございました。

○議長（上條俊策君） これで塩原正由議員の質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（上條俊策君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時31分

平成25年第3回朝日村議会定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成25年9月20日(金)午後1時30分開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第51号から議案第68号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第 6 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書について
- 第 7 発議第6号 「山の日」制定を求める意見書について
- 第 8 発議第7号 35人以下学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書について
- 第 9 発議第8号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第10 発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のため
の意見書について
- 第11 発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書について
- 第12 発議第11号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める意見書について
- 第13 議案提案説明
- 第14 議案内容説明
- 第15 発議第5号から発議第11号の質疑、討論、採決
- 第16 議員派遣について
- 第17 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(10名)

1番 中村賢郎君

2番 武田栄市君

3番 塩原龍三君

5番 塩原操君

6番	林 邦 宏 君	7番	三 村 清 君
8番	斉 藤 勝 則 君	9番	高 橋 廣 美 君
10番	塩 原 正 由 君	11番	上 條 俊 策 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 村 武 雄 君	教 育 長	柳 沢 正 喜 君
総務課長兼 会計管理者	塩 原 忠 男 君	住民福祉課長	上 條 幸 代 君
産業振興課長	上 條 晴 彦 君	会 計 課 長	筒 井 貞 子 君

事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 美代子 君

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（上條俊策君） こんにちは。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（上條俊策君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上條俊策君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 中村賢郎君

2番 武田栄市君

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（上條俊策君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（上條俊策君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

社会文教常任委員会委員長、齊藤勝則君。

〔社会文教常任委員長 齊藤勝則君登壇〕

○社会文教常任委員長（齊藤勝則君） それでは、社会文教委員会、請願・陳情審査、委員長報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告をいたします。

委員会は9月11日に開催し、慎重審査の結果、請願第2号 35人以下学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書提出に関する請願につきましては、全員一致をもちまして採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、平成26年度国の予算編成につき、どの子供にもそれぞれ個性を育み、行き届いた教育をするため、国の責任において35人以下の少人数学級の早期実現や教職員の定数増を求める、こういう意見書を政府及び関係行政官庁に提出してほしいという内容でございました。これを審査いたしました。

以上、第2号は採択となりました。

続きまして、次に、陳情第4号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情については、全員一致をもちまして採択となりました。

主な経過は、私立高校への就学支援金制度の拡充並びに大切な経常費補助と教育条件改善のため、施設、設備費の補助、また、保護者負担軽減のために大幅な学納金の補助をしてもらうという内容でございました。これを審査いたしました。

続きまして、陳情第7号でございますが、長野県に対する新県立大学基本構想の見直しを求める陳情についてでございますが、賛成多数をもって採択となりました。

審査の主な経過は、国では、同一県内に複数ある国公立大学の整理統合の方針が出されている昨今、長野県では2つ目の県立大学の設立を考えています。設立は、その意義が十分県民に理解されないといけないということで、本当に長野県にとって必要であり、将来の県の高齢教育を大きく振興するような大学構想になるよう、もう一度広く県民の意見を聴取し、再度見直し検討を重ねること、こういう内容でございましたので、そのことにつきまして審査をいたしました。

以上、結果は先ほど言ったとおりでございます。

報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（上條俊策君） 総務産業常任委員会委員長、高橋廣美君。

〔総務産業常任委員長 高橋廣美君登壇〕

○総務産業常任委員長（高橋廣美君） それでは、総務産業委員会、陳情・審査、委員長報告を行います。

陳情第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情、これは全員賛成をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、当村においても水源涵養、国土保全、自然環境保全など、森林の公益的機能を維持すべく積極的に森林整備等を行っています。

それに対し、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築であるというところがございますので、当村としては望むところであると、自然豊かな朝日村に寄与するものと判断をしたものであります。

続きまして、陳情第6号 免税軽油制度の継続を求める陳情については、全員賛成をもって採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、この制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税を免税する制度です。この制度が廃止されますと、あさひプライムスキー場または農業機械等に影響を与え、経営維持が困難になるという判断をしたものであります。

すみません、前後しましたが、本委員会に付託されたこれらは9月11日の委員会で慎重審議の結果、以上の経過となりました。

以上、報告を終わります。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

請願第2号 35人以下学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第4号 私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情第5号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号 免税軽油制度の継続を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第7号 長野県に対する新県立大学基本構想の見直しを求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。賛成多数です。

したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第51号から議案第68号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第5、議案第51号から議案第68号までの質疑、討論、採決を行います。

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度朝日村一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は承認されました。

次に、議案第52号 朝日村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 朝日村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたし

ます。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成24年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は認定されました。

次に、議案第57号 平成24年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は認定されました。

次に、議案第58号 平成24年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は認定されました。

次に、議案第59号 平成24年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は認定されました。

次に、議案第60号 平成24年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は認定されました。

次に、議案第61号 平成24年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は認定されました。

次に、議案第62号 平成24年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は認定されました。

次に、議案第63号 平成25年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題と
いたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成25年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につい
てを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成25年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成25年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成25年度朝日村下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成25年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 発議第5号から発議第11号までの上程

○議長（上條俊策君） 日程第6、発議第5号から日程第12、発議第11号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（上條俊策君） 日程第13、議案提案理由の説明を求めます。

発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書について提案説明を求めます。

高橋廣美議員。

〔9番 高橋廣美君登壇〕

○9番（高橋廣美君） それでは、発議第5号について意見書の提出の理由を申し上げます。

道州制導入に断固反対する意見書であります。地方自治法第112条第1項及び朝日村議会会議規則第14条の規定により、別紙意見書を地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出するものとする。

主な提出の理由でございます。現在進められている道州制というのは、効率性や経済性を優先し住民を置き去りにするものであり、住民と行政との距離が遠くなり、当朝日村が進める個性あるむらづくりに相反するものであると、こういった主な理由であります。

以下、意見書を添えて私以下4名の賛成議員の署名を添えて提案するものであります。

以上、意見書の提出理由を述べました。

以上でございます。

○議長（上條俊策君） 次に、発議第6号 「山の日」制定を求める意見書について提案説明を求めます。

三村 清議員。

〔7番 三村 清君登壇〕

○7番（三村 清君） それでは、「山の日」制定を求める意見書の提案理由を説明申し上げます。

日本は山の国です。古くから日本人は山に敬意の念を抱き、森林の恵みに感謝し、豊かな自然とともに生きてきました。山の恩恵は溪谷の清流を生み、わが国を囲む海へと流れ、深く日常生活とかかわりながら人々の心をも育んできました。わが国の文化は、「山の文化」と「海の文化」の融合によってその根幹が形成されてきました。

そこで、美しく豊かな自然を守り、次世代に引き継ぐことを国民の全てが銘記することを期待し、祝日「海の日」と対をなして国民が山との深いかかわりを考える日として、「山の日」が制定されるべきであると考えます。

よって、国においては、次期通常国会において「山の日」を制定するよう強く要望するものです。

以上、議会議事規則第14条の規定により、私のほか3名の賛成議員の署名を添え提案するものです。

以上です。

○議長（上條俊策君） この際、お諮りいたします。発議第7号から発議第11号までの議案提案説明については、議事規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号から発議第11号までについては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

◎議案内容説明

○議長（上條俊策君） 日程第14、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明については省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明を省略することに決定しました。

◎発議第5号から発議第11号までの質疑、討論、採決

○議長（上條俊策君） 日程第15、発議第5号から発議第11号までの発議について質疑、討論、採決を行います。

発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 「山の日」制定を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 35人以下学級の早期実現と教職員定数増を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第10号 免税軽油制度の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（上條俊策君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第11号 長野県に対し新県立大学基本構想の見直しを求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上條俊策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（上條俊策君） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件について

○議長（上條俊策君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上條俊策君） 日程第17、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長、社会文教常任委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（上條俊策君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（上條俊策君）　ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

〔村長　中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る5日に開会をされました今期定例会も、本日をもちまして閉会となるわけでございます。議員の皆様におかれましては、16日間に及びます会期中、前年度決算審査を初め熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり認定、承認をいただき厚くお礼を申し上げます。

特に平成24年度決算におきましては、おかげさまで議員の皆様を初め、村民の皆様のご協力及び職員の努力によりまして、引き続き財政の健全化を着実に進めることができました。改めて村民の皆様にご感謝の意を表すものでございます。

また、今定例会におきまして、議員の皆様からいただきました村政全般にわたるご意見、ご提言につきまして今後、検討、研究をさせていただき、懸案となっている事項につきましては、精力的に取り組んでまいり所存でございます。

さて、今定例会の会期中、去る16日の大型台風18号は、本州各地で甚大な被害が出ておりました。特にお亡くなりになりました方には、心からご冥福をお祈りし、竜巻被害を含め、災害に遭われた皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

当朝日村におきましては、大石原住宅地帯道路のり面が一部崩落をし、排用水路の通水に影響が出たほか、下針尾の鎖川のり面2カ所にわたり一部崩落の被害が出ております。

そのほか、林道につきましては、洗掘されている箇所があちこちに見られております。これらにつきましては、至急の対応を図らなければなりませんけれども、大石原住宅地帯の村道につきましては、来年度、道路拡幅整備を計画をしておりますので、応急措置としてまいり所存でございます。

次に、針盛登山につきましては、6月議会で申し上げておりますが、野俣林道オタツ沢付近で林道崩落箇所が2カ所ございました。平成24年度分工事と本年度分工事として、現在工事中でございます。また、6月に小竜沢付近の林道崩落が発生をしております。この復旧工

事も施行していかなければならないわけでございます。これによりまして、鉢盛登山のいわゆる入山オープンにつきましては、9月以降と申し上げておりましたが、工事期間を延長せざるを得ない状況でございました。本年度の入山は見合わせることにいたしてございます。

なお、登山道避難小屋につきましては、自衛隊松本駐屯地の皆さん34人の方によるボランティア協力によりまして、資材の搬送をしていただきました。先ほど補正予算をご承認をいただきましたので、早いうちに避難小屋を一新してまいる所存でございます。

次に、中信平土地改良区連合によりますかん水期間の延長についてでございます。このことは、かん水施設設置時からかん水期間は4月から9月15日までと定められておりますが、本年度、農林水産省、国土交通省及び梓川水系下流域との協議によりまして、10月末日まで延長が認められました。現在は、台風18号の降雨によりまして農地にかん水の必要はございませんが、今年の短い梅雨及び7、8月の猛暑の状況を踏まえ、今まで協議を進めてきたものでございます。

次に、当村にとりまして極めて大型で明るいありがたい話題でございます。

このたび、東京都町田市にお住まいの呉修竹氏から当村の福祉の充実に役立てられるよう4,000万円のご寄附をいただきました。呉さんは91歳の高齢であり、亡き奥様が中古見出身で、元朝日村助役、小林一郎氏の妹さんでございまして、このたびの善意となったものでございます。当村にとりましては、かたくりの里の増改修整備計画が進められておりますので、呉さんの意を尊重し、貴重な浄財を生かしてまいる所存でございます。

終わりに当たりまして、議員の皆様におかれましては、季節の変わり目でございます、健康にご自愛をいただき、村政発展のため一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（上條俊策君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成25年第3回朝日村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時19分

平成二十五年 第三回〔九月〕定例会

朝日村議会会議録

平成二十五年 第三回〔九月〕定例会

朝日村議会会議録